

伊豆市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

伊 豆 市

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	2
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象範囲	3
2. 公共施設等の現状及び将来の見通し	5
2.1. 市の概況	5
2.2. 人口の現状と見通し	6
2.3. 財政の状況と見通し	8
2.4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	10
2.5. 課題整理	24
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針	26
3.2. 公共施設等の保有量の目標	27
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
4.1. 公共施設	38
4.2. インフラ資産	54
5. 推進体制	60
5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	60
5.2. フォローアップの実施方針	61
資料編	63

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年(2013年)6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年(2013年)11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。また、平成26(2014年)年4月に、国から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。

本市においても過去に建設された施設等は老朽化が進み、順次、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

今後の人口減少、少子高齢化の進行は避けられない状況にある中で、安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

(2) 計画策定の目的

本計画は、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や市の「総合計画」、「行政改革大綱」等を踏まえて策定します。本市の今後の公共施設等の管理に関する「基本的な方針」を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画の指針となるものです。

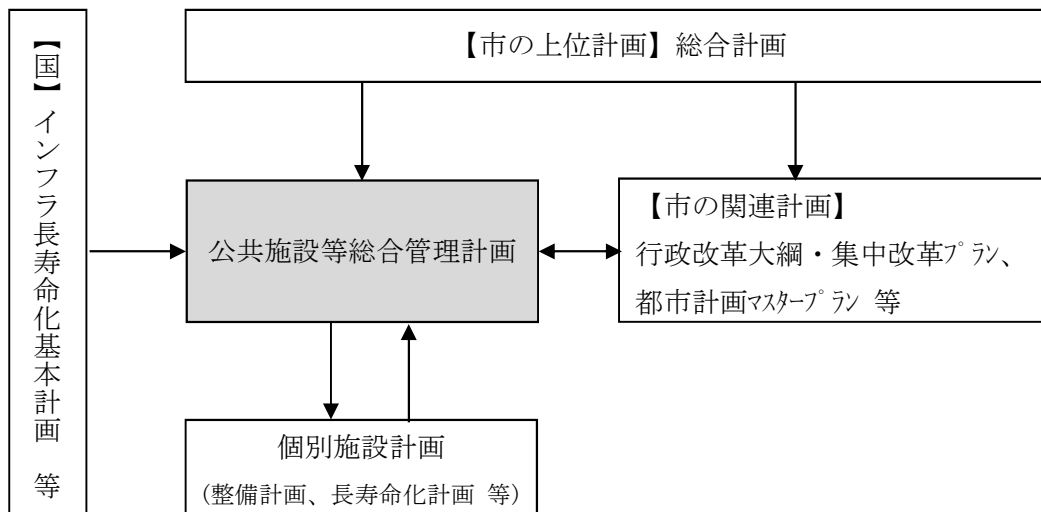


図 1-1 本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

本市の公共施設の建築年度の状況を考慮すると、概ね 30～40 年後に施設の更新時期のピークを迎えることから、平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年

(平成 29 年度 (2017 年度) から平成 68 年度 (2056 年度) まで)

1.4. 対象範囲

本計画の対象は市有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

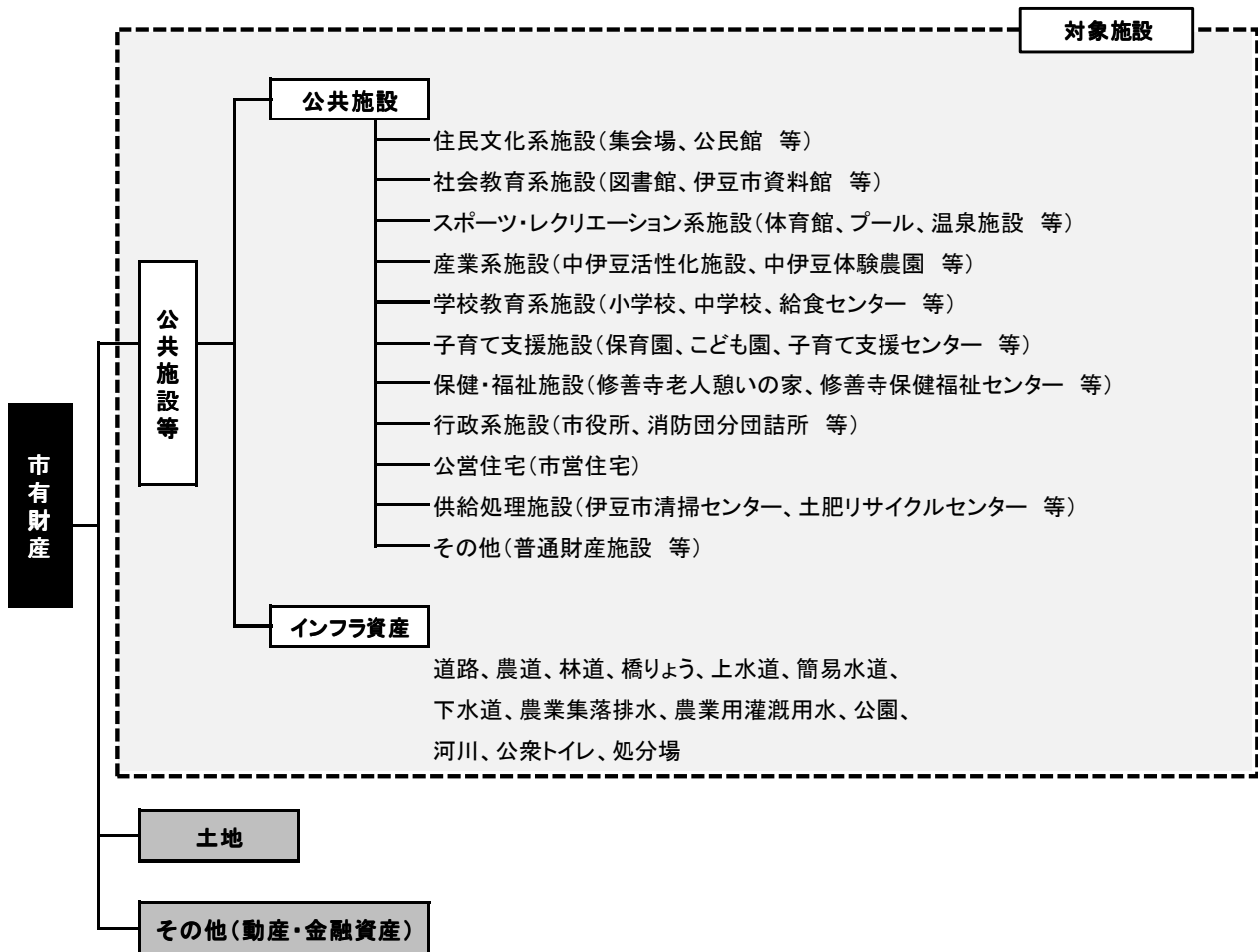


図 1-2 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	伊豆市シニアプラザ、小下田多目的集会場、小土肥生活改善センター、八岳集会場、白岩生涯学習センター、柳瀬集会場、加殿コミュニティ防災センター 【普通財産】 牧之郷公民館、茅野多目的集会場、松ヶ瀬多目的集会場、長野多目的集会場、矢熊多目的集会場、下船原多目的集会場、本柿木多目的集会場、青羽根山村活性化支援センター、上和田生活改善センター、城生活改善センター、八幡多目的集会場、梅木多目的集会場、下尾野多目的集会場、徳永東多目的集会場、清水農林漁家・婦人活動促進施設、姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設、地藏堂女性・若者等活動促進施設
	文化施設	修善寺生きいきプラザ、修善寺総合会館
社会教育系施設	図書館	修善寺図書館、土肥図書館、天城図書館、中伊豆図書館
	博物館等	伊豆市資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	修善寺体育館、狩野川記念公園管理棟、土肥南体育館、丸山スポーツ公園管理棟等、狩野ドーム、天城温泉プール、中伊豆社会体育館、中伊豆室内温水プール、中伊豆弓道場、中伊豆グラウンド管理棟 【普通財産】 月ヶ瀬体育館、旧大東体育館、旧八岳体育館
	レクリエーション施設・観光施設	修善寺虹の郷、ギャラリー修善寺回廊、伊豆市修善寺温泉湯湯、伊豆市観光案内所（修善寺駅）、市営海の家無料休憩所、恋人岬、湯の国会館、天城会館、天城はたる館、レストスポット湯道、天城ふるさと広場、持越オートキャンプ場、萬城の滝キャンプ場
産業系施設	産業系施設	修善寺農村環境改善センター、中伊豆交流センター、中伊豆活性化施設、小川多目的利用施設、中伊豆体験農園、しいたけ集出荷貯蔵施設、天城活性化施設、下船原農産物加工場、月ヶ瀬農産物加工場、竹の子かあさんの店、竹の子かあさんの家、食肉加工センター、天城農村環境改善センター、伊豆市地域職業相談室
学校教育系施設	学校	修善寺小学校、熊坂小学校、修善寺東小学校、修善寺南小学校、土肥小学校、天城小学校、中伊豆小学校、修善寺中学校、土肥中学校、天城中学校、中伊豆中学校
	学校給食施設	天城給食センター、中伊豆給食センター
子育て支援施設	保育園・こども園	橘保育園、修善寺東こども園、熊坂こども園、土肥こども園、さくらこども園
	幼児・児童施設	天城子育て支援センター、ちびっこサロンわらぼ
保健・福祉施設	高齢福祉施設	修善寺老人憩いの家、城山活動支援センター、伊豆市生き生き工芸センター
	保健施設	修善寺保健福祉センター、土肥保健福祉センター、天城保健福祉センター、中伊豆ふれあいプラザ
行政系施設	庁舎等	伊豆市役所（本庁）、伊豆市役所（別館）、土肥支所、天城湯ヶ島支所、中伊豆支所、電算室
	その他行政系施設	第1分団下部詰所、第1分団上部詰所、第1分団中央部詰所、第1分団2号ポンプ小屋、第2分団瓜生野詰所、第2分団中央部詰所、第2分団上部詰所、第3分団加殿詰所、第3分団大平詰所、第3分団分団詰所、第3分団中央部詰所、第4分団大野詰所、第4分団年川詰所、第4分団中央部詰所、第4分団牧之郷詰所、第5分団管引詰所、第5分団原保詰所、第5分団地藏堂詰所、第5分団中原戸詰所、第5分団後場詰所、第5分団姫貴戸詰所、第6分団八幡詰所、第6分団冷川詰所、第6分団連合詰所、第7分団下白岩詰所、第7分団元関梶詰所、第7分団小川詰所、第7分団城詰所、第8分団茅野詰所、第8分団金山詰所、第8分団市山詰所、第8分団持越詰所、第8分団宿詰所、第8分団西平詰所、第8分団大滝詰所、第9分団吉奈詰所、第9分団月ヶ瀬詰所、第9分団田沢詰所、第9分団門野原詰所、第9分団矢熊詰所、第10分団下船原詰所、第10分団上船原詰所、第10分団青羽根詰所、第11分団佐野雲金詰所、第11分団松ヶ瀬詰所、第11分団大平柿木詰所、第11分団本柿木詰所、第12分団小土肥詰所、第12分団大藪詰所、第12分団中浜詰所、第13分団横瀬詰所、第13分団馬場詰所、第14分団小下田詰所、第14分団八木沢詰所、防災倉庫（柏久保）、防災倉庫（駅北広場）、防災倉庫（旧中伊豆消防署）、防災倉庫（旧戸倉野詰所）、防災倉庫（旧徳永詰所）
公営住宅	公営住宅	椿団地、立野団地、愛宕団地、中里団地、青羽根団地、西平団地、宿第1団地、田沢団地、宿第2団地、宮の前団地、新青羽根団地、市山椿人団地、東原団地、冷川団地、土肥団地
供給処理施設	供給処理施設	伊豆市清掃センター、汚泥再生処理センター、土肥リサイクルセンター
その他	その他	伊豆聖苑、中伊豆教職員住宅、土肥高齢者能力活用センター、小下田多目的施設 【普通財産】 旧土肥保育園、旧湯ヶ島幼稚園、旧月ヶ瀬幼稚園、旧狩野幼稚園、旧大東保育園、旧湯ヶ島小学校、旧大東小学校、旧八岳小学校、旧土肥教職員住宅、旧沼津土木土肥公舎、旧天城湯ヶ島支所、八幡市有住宅、旧貴僧坊の里

平成 28 年度（2016 年度）調査時点

※施設の分類は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の分類に準拠しています。

※上下水道施設（浄水場、浄化センター、ポンプ場等）については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類しています。

※その他に分類されている「旧湯ヶ島小学校」のうち、体育館については、現在スポーツ施設として利用されています。

2.公共施設等の現状及び将来の見通し

2.1.市の概況

(1)地勢と位置

本市は伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から約100km、静岡市から約60kmとなっています。豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側は青く澄んだ駿河湾に面しています。

中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けています。

(2)面積

本市は、東西約25km、南北約20km、面積は363.97km²で、静岡県の総面積7779.46km²の4.7%を占めています。地域の8割以上が山林で占められており、可住地面積は全体の17.3%となっています。

(3)沿革

明治以降の区制、郡区町村編成法、町村合併促進法などにより合併が進み、大正13年(1924年)から昭和35年(1960年)にかけて、修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町が誕生しました。

4町は古くから伊豆半島の交通の要衝として栄えてきました。また、豊かな自然と豊富な温泉に恵まれ、観光地としても全国的に知られ、農林水産業や観光交流産業を中心とした産業によって発展してきました。

そして、平成16年(2004年)4月1日に4町の合併により伊豆市が誕生しました。

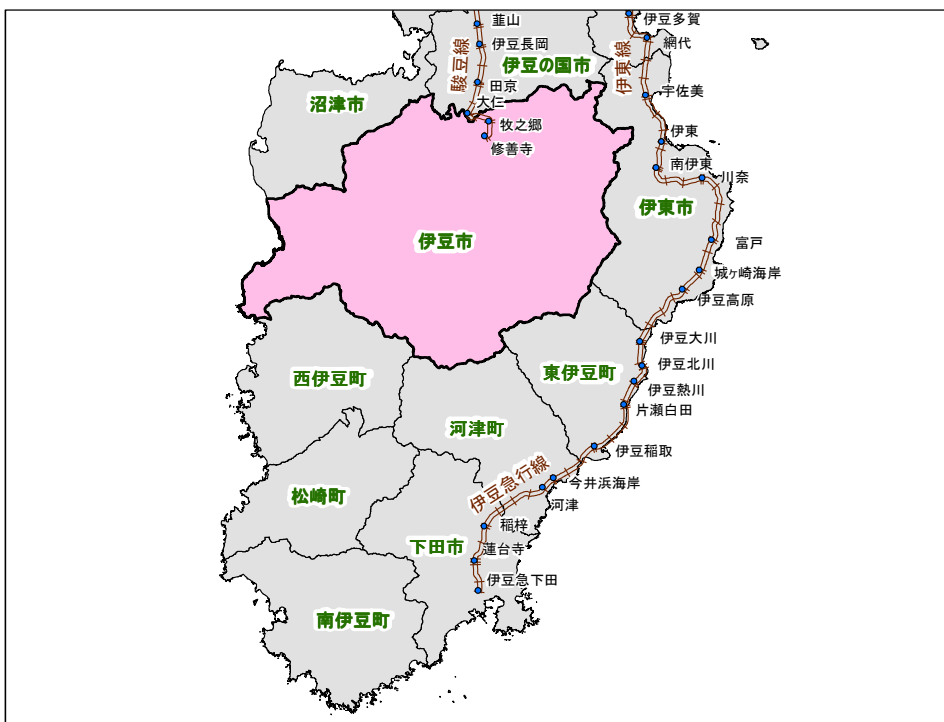


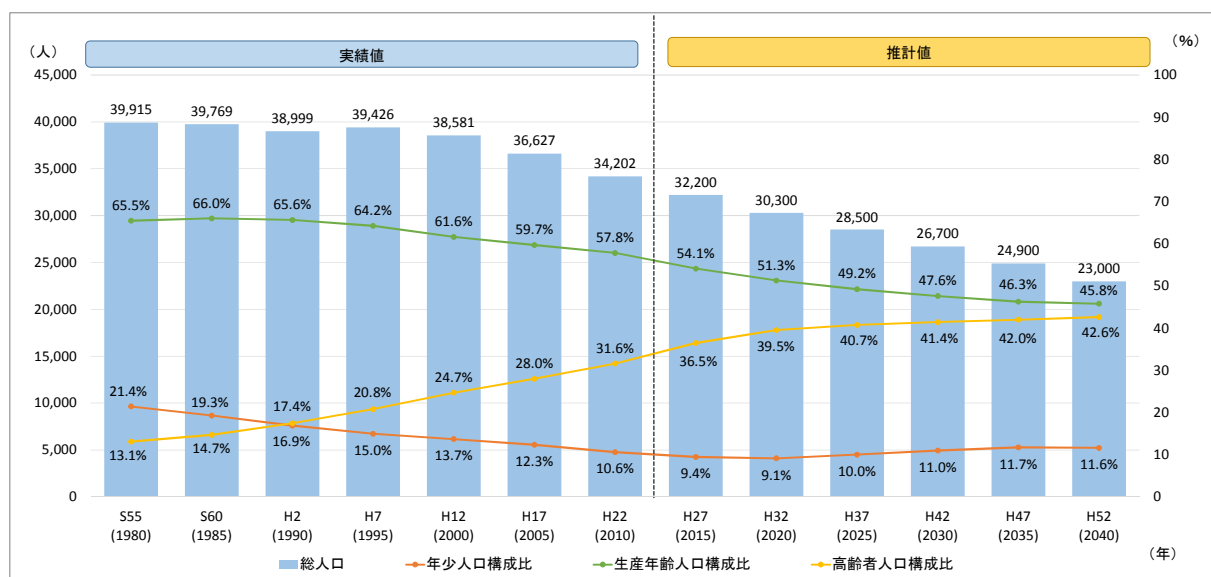
図 2-1 伊豆市の位置

2.2. 人口の現状と見通し

(1) 市全体

本市の総人口は、ほぼ一貫して減少が続いており、平成 12 年（2000 年）以降は減少傾向が加速し、平成 22 年（2010 年）では約 3.4 万人、生産年齢人口の割合は約 58%、高齢者人口は約 32%となっています。

将来人口は、「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、平成 52 年（2040 年）には約 2.3 万人に減少し、生産年齢人口の割合は約 46%まで減少し、高齢者人口は約 43%まで増加すると予測されており、将来は更に高齢化が進行するとしています。



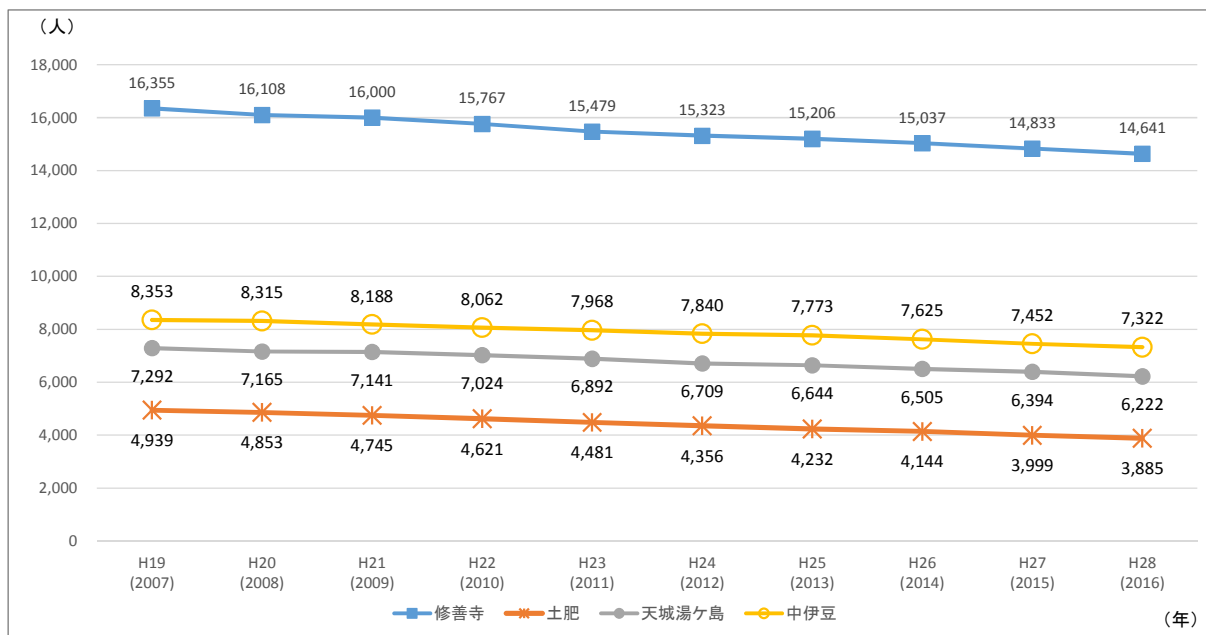
出典：「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

図 2-2 総人口及び年齢 3 階層別人口割合の推移と見通し

※年少人口：15 歳未満の人口、生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口、高齢者人口：65 歳以上の人口。

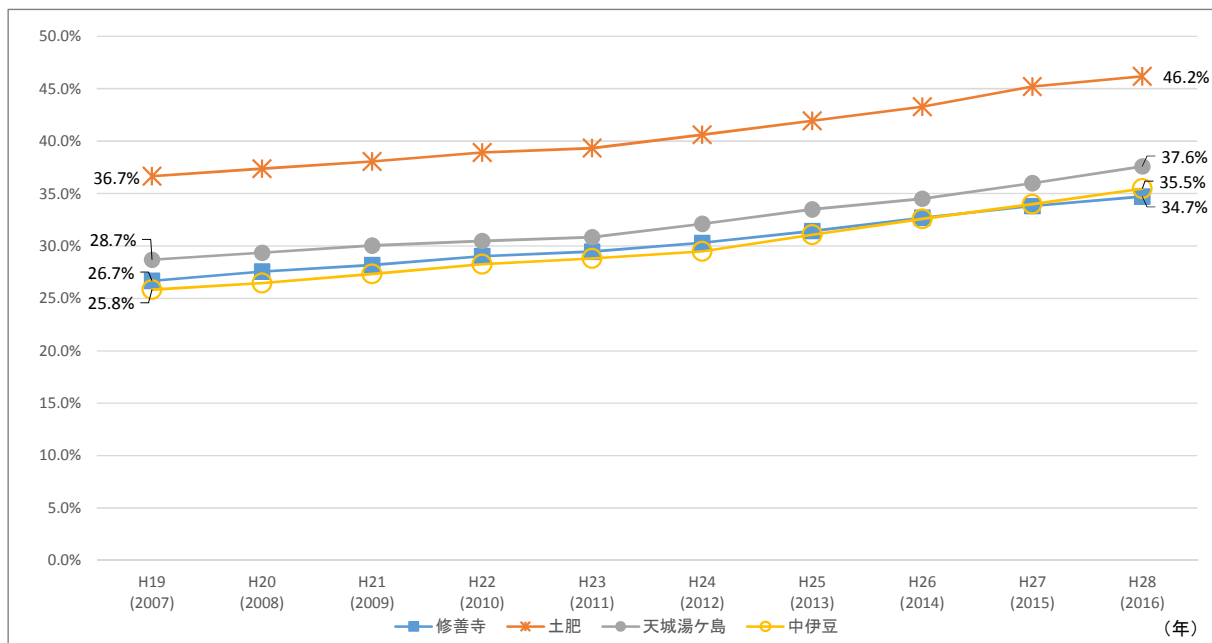
(2) 地区別

地区別にみると、全ての地区で人口減少と高齢化が進行しています。特に、土肥地区は平成28年（2016年）の高齢化率が約46%であり、他の地区に比べて高齢化が顕著です。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-3 地区別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-4 地区別高齢化率の推移

2.3. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況をみると、平成 27 年度（2015 年度）の歳入総額は約 175 億円となっています。地方税の推移をみると、平成 19 年度（2007 年度）以降、減少傾向にあり、平成 27 年度（2015 年度）は約 44 億円（全体の約 25%）となっています。また、平成 27 年度（2015 年度）の地方交付税は約 56 億円（約 32%）と地方税よりも高くなっており、依存財源で賄っている状況です。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や、合併算定替えの特例措置の段階的廃止などにより、歳入が減少し、厳しい財政運営となることが想定されます。

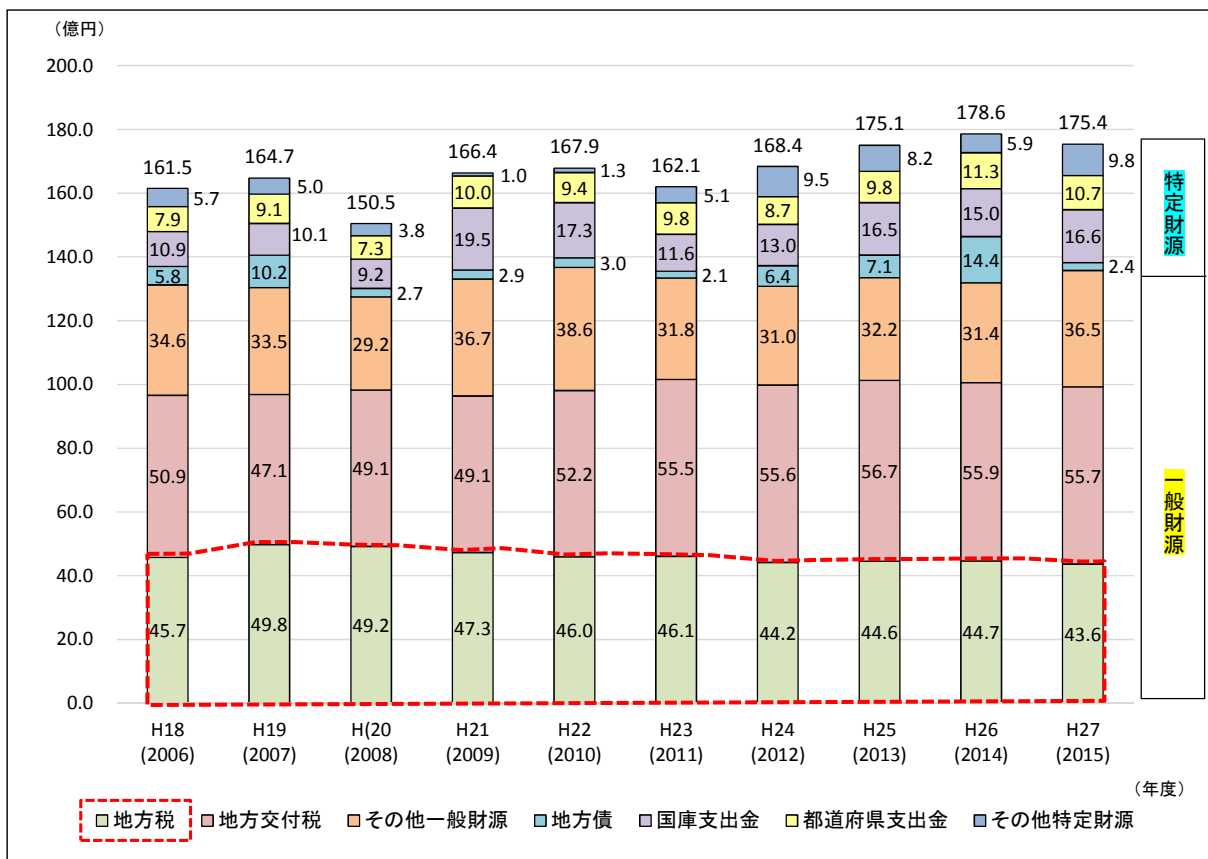


図 2-5 歳入（普通会計）の推移

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。地方債を起すことを起債という。

(2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、平成 27 年度（2015 年度）の歳出総額は約 161 億円であり、そのうち、義務的経費は約 62 億円で、歳出総額の約 39%を占めています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち扶助費が増加傾向であり、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて約 1.7 倍となっています。今後も、高齢化社会の進行に伴い、扶助費が更に増加していくことが予想されます。

そのような状況のなかで、今後の公共施設等の整備に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

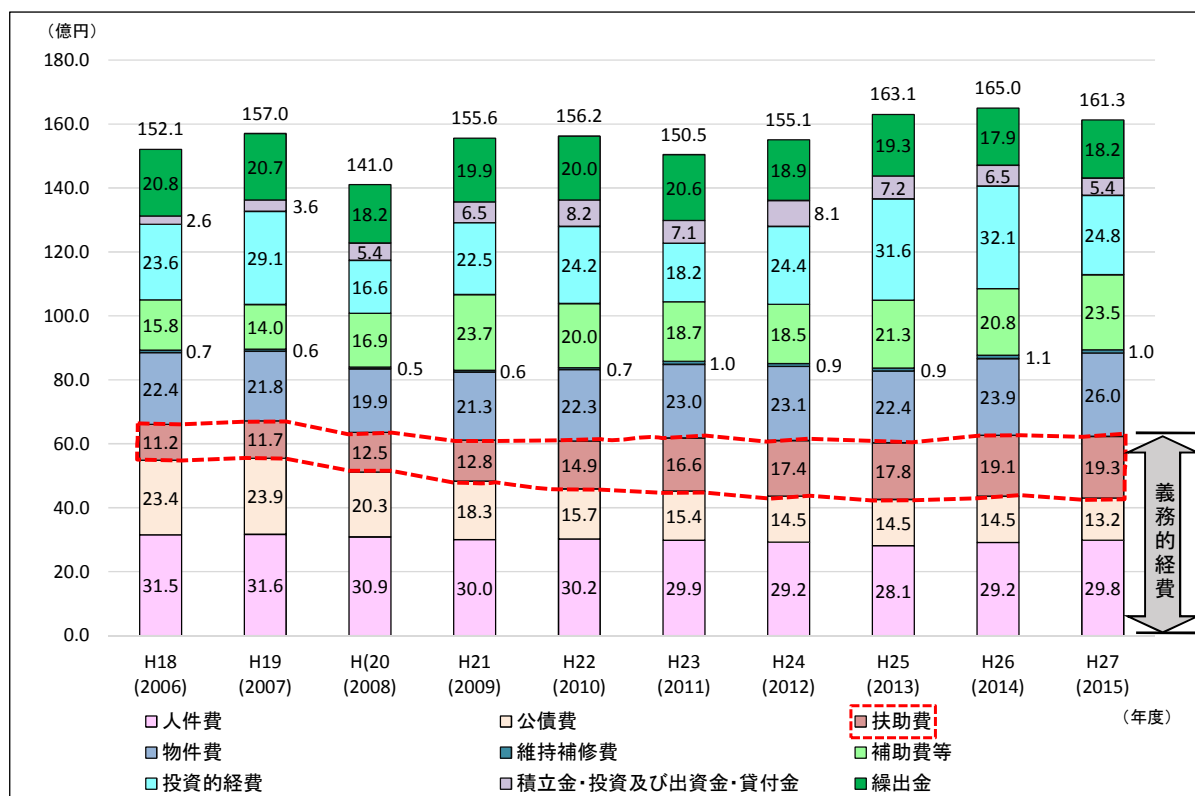


図 2-6 歳出（普通会計）の推移

※**人件費**：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※**公債費**：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※**扶助費**：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※**物件費**：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※**維持補修費**：公共用施設等の維持に要する経費。

※**補助費等**：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※**投資的経費**：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※**積立金**：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※**投資及び出資金・貸付金**：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発会社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※**繰出金**：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

※**義務的経費**：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

2.4. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

① 施設の保有状況

本市は、198 施設、延床面積約 19.5 万㎡の公共施設を保有しています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く、全体の約 31%を占めており、次いでスポーツ・レクリエーション系施設（約 21%）、公営住宅（約 10%）が多く、これらの施設で全体の約 6 割を占めています。

公共施設の土地保有状況をみると、市有地の施設は全体の 50%、一部借地の施設は 14%、借地の施設は 36%であり、借地及び一部借地等の土地・建物の使用料は年間約 6,700 万円となっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)
住民文化系施設	26	13.1	15,056	7.7
社会教育系施設	5	2.5	2,465	1.3
スポーツ・レクリエーション系施設	26	13.1	41,623	21.3
産業系施設	14	7.1	5,367	2.7
学校教育系施設	13	6.6	61,428	31.4
子育て支援施設	7	3.5	5,118	2.6
保健・福祉施設	7	3.5	7,622	3.9
行政系施設	65	32.8	17,081	8.7
公営住宅	15	7.6	19,748	10.1
供給処理施設	3	1.5	3,908	2.0
その他	17	8.6	16,066	8.2
合計	198	100.0	195,482	100.0

平成 28 年度（2016 年度）調査時点

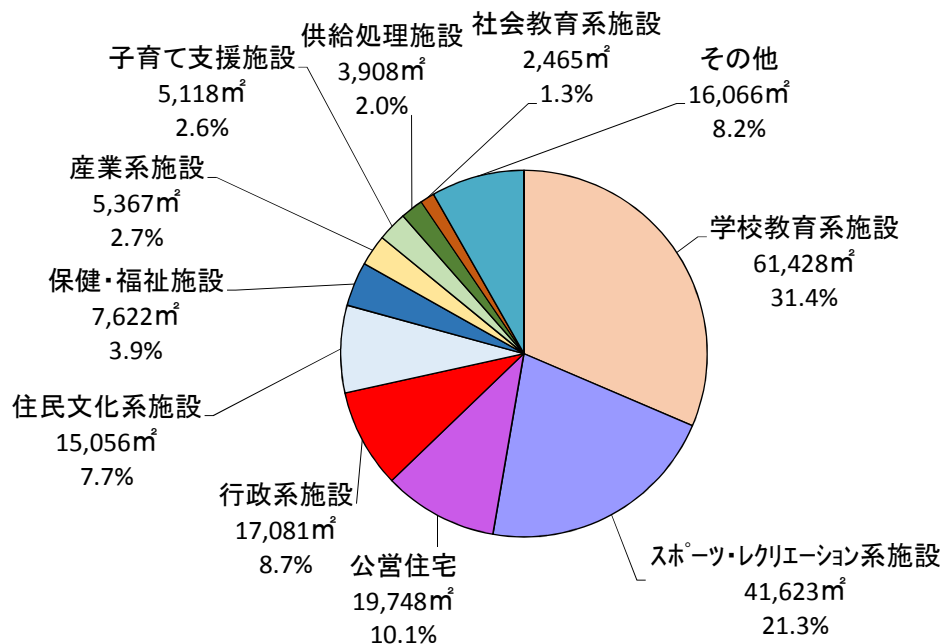


図 2-7 公共施設の施設分類別延床面積

表 2-2 公共施設の土地所有状況

(単位：施設)

大分類	中分類	市有地	一部借地	借地	計
住民文化系施設		11	3	12	26
	集会施設	10	2	12	24
	文化施設	1	1	0	2
社会教育系施設		3	2	0	5
	図書館	2	2	0	4
	博物館等	1	0	0	1
スポーツ・レクリエーション系施設		15	8	3	26
	スポーツ施設	9	4	0	13
	レクリエーション施設・観光施設	6	4	3	13
産業系施設		4	1	9	14
	産業系施設	4	1	9	14
学校教育系施設		9	4	0	13
	学校	7	4	0	11
	学校給食施設	2	0	0	2
子育て支援施設		4	2	1	7
	幼稚園・保育園・こども園	3	2	0	5
	幼児・児童施設	1	0	1	2
保健・福祉施設		6	1	0	7
	高齢福祉施設	2	1	0	3
	保健施設	4	0	0	4
行政系施設		23	3	39	65
	庁舎等	3	2	1	6
	その他行政系施設	20	1	38	59
公営住宅		6	2	7	15
	公営住宅	6	2	7	15
供給処理施設		2	1	0	3
	供給処理施設	2	1	0	3
その他		15	1	1	17
	その他	15	1	1	17
計		98	28	72	198

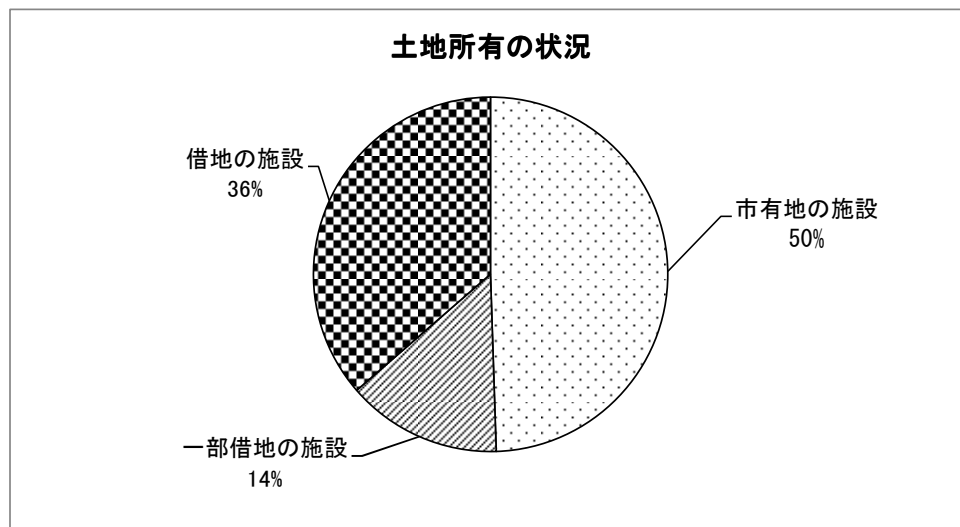


図 2-8 公共施設の土地所有状況

②老朽化の状況

本市では、人口の増加や住民ニーズなどに対応するために、学校、公民館、公営住宅、スポーツ施設、観光施設などの様々な公共施設の整備を進めてきました。

現在、これらの施設の半数以上が建築後30年以上を経過するなど、老朽化が進行しています。これまでも、更新（建替え）や大規模改修を実施してきましたが、今後も老朽化対策を講じていく必要があります。

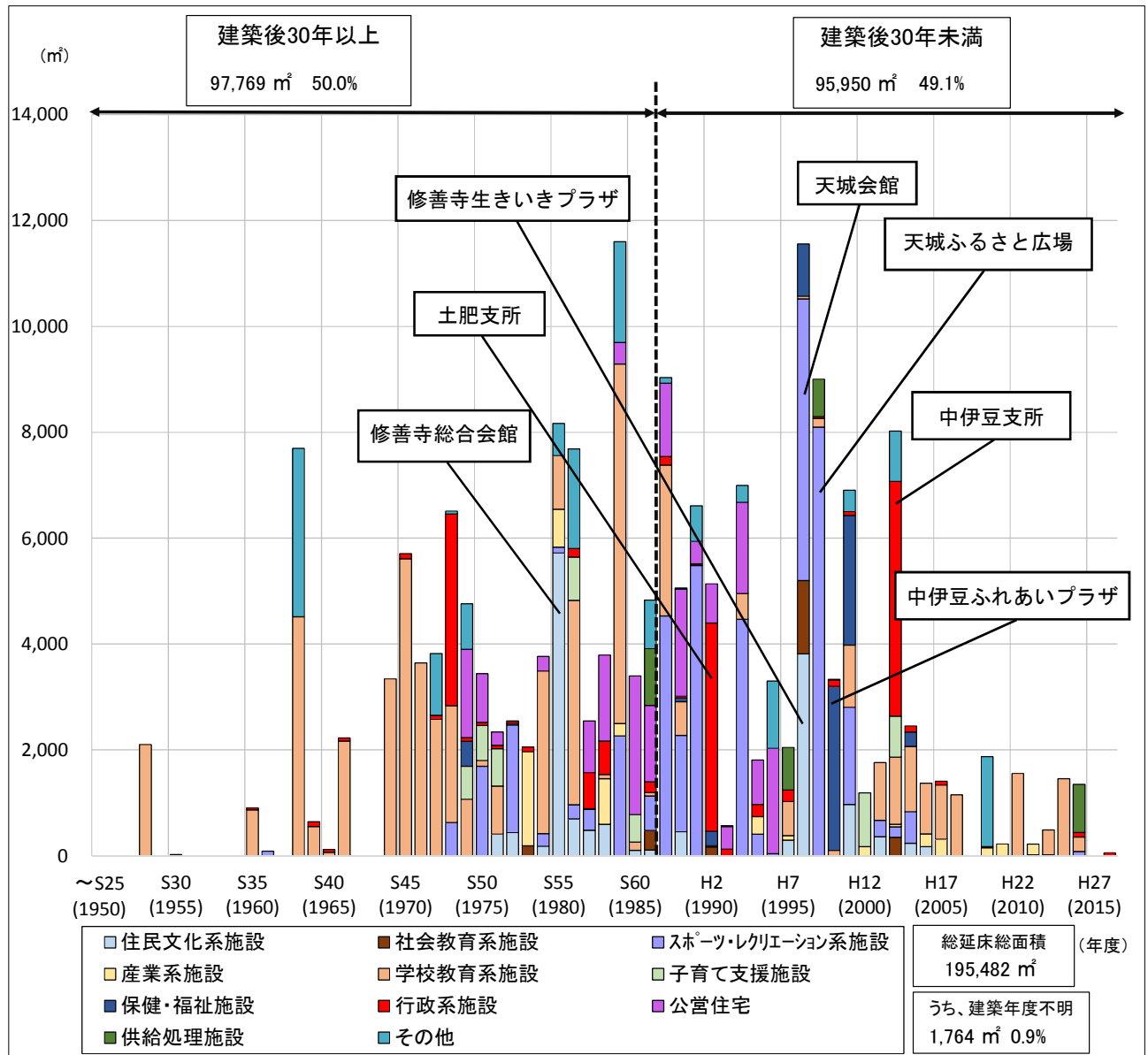


図 2-9 公共施設の建築年度別延床面積

※グラフ内の施設名称の表示は、延床面積が3,000 m²以上の大規模建築物を有する施設。

③耐震化の状況

新耐震基準^{*}の公共施設の延床面積は約 13.0 万²m (全体の約 66%)、旧耐震基準^{*}は約 6.4 万²m (約 33%) となっています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、産業系施設や行政系施設では、耐震性を満たしていない施設の割合が高い状況です。

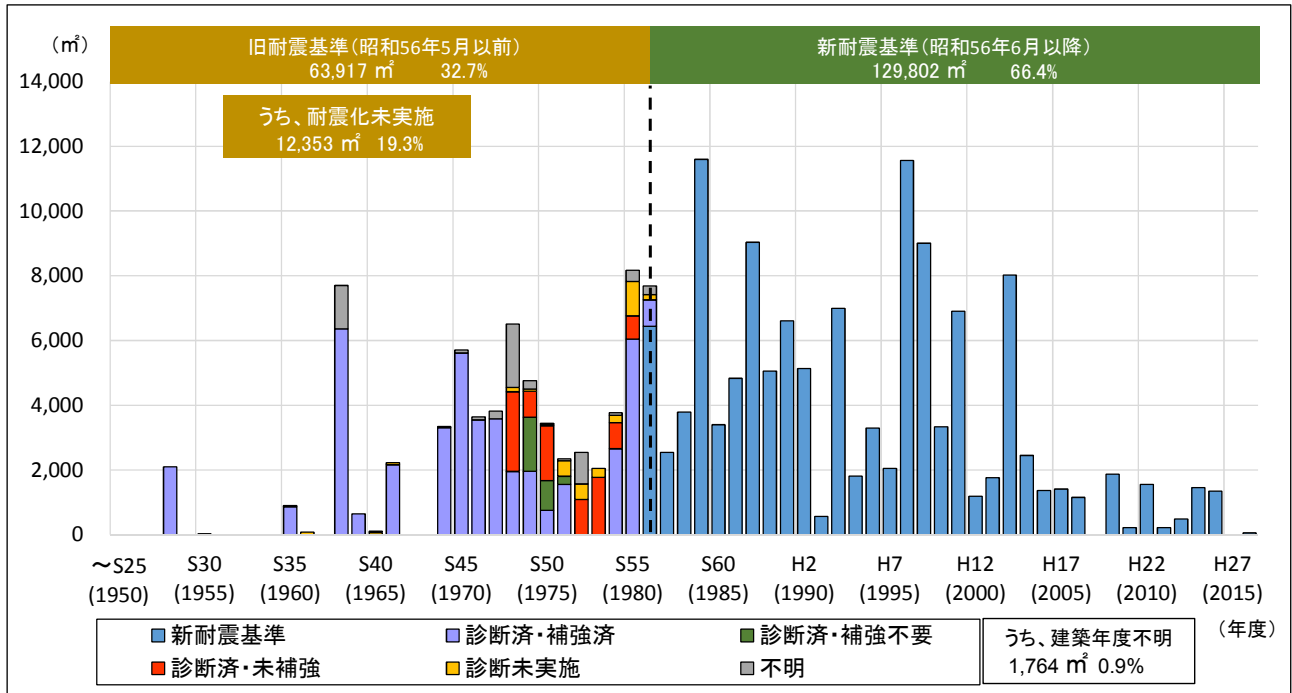


図 2-10 建築年度別の耐震化状況 (延床面積ベース)

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震(中地震：震度5程度)に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年(1981年)5月31日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震(大地震：震度6強)に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年(1981年)6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

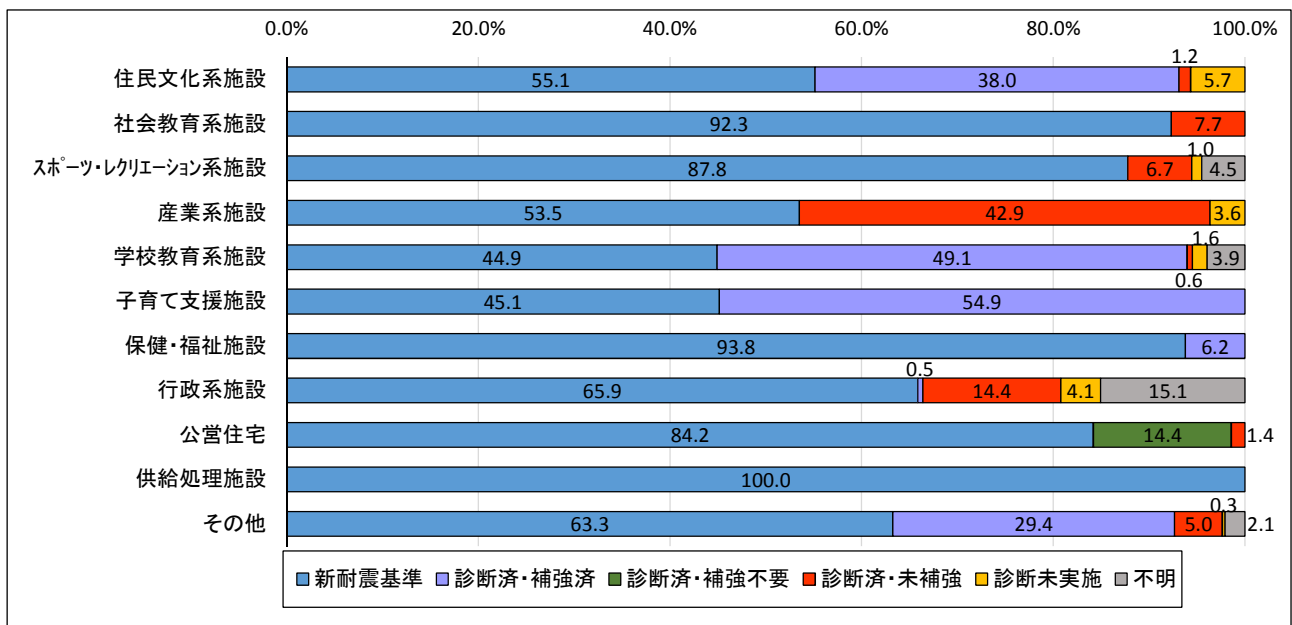
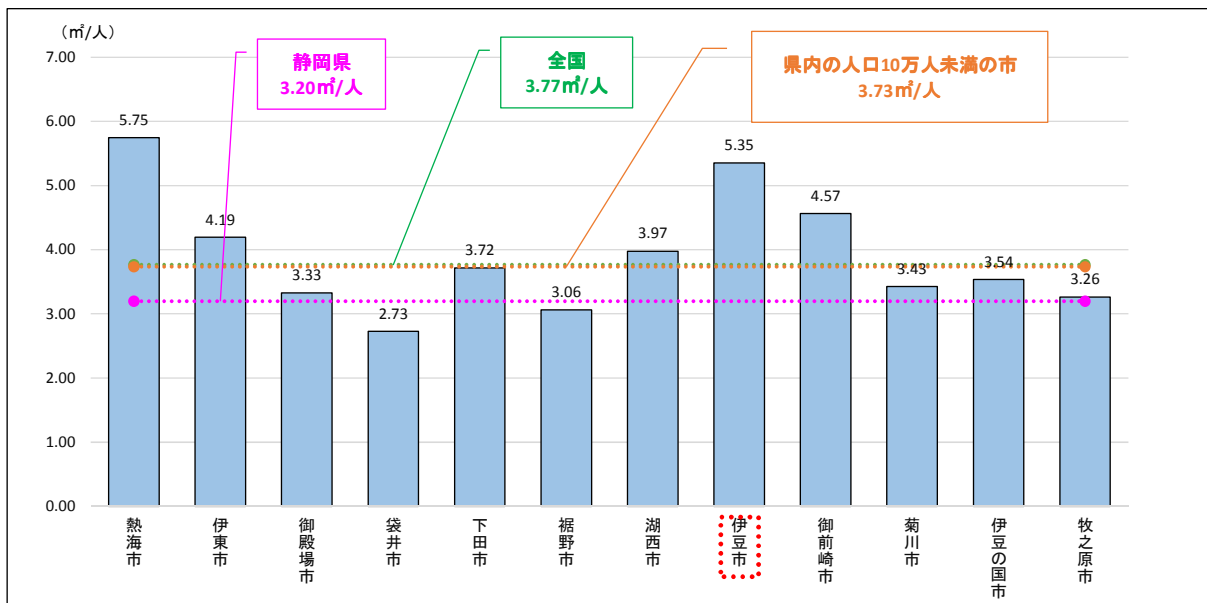
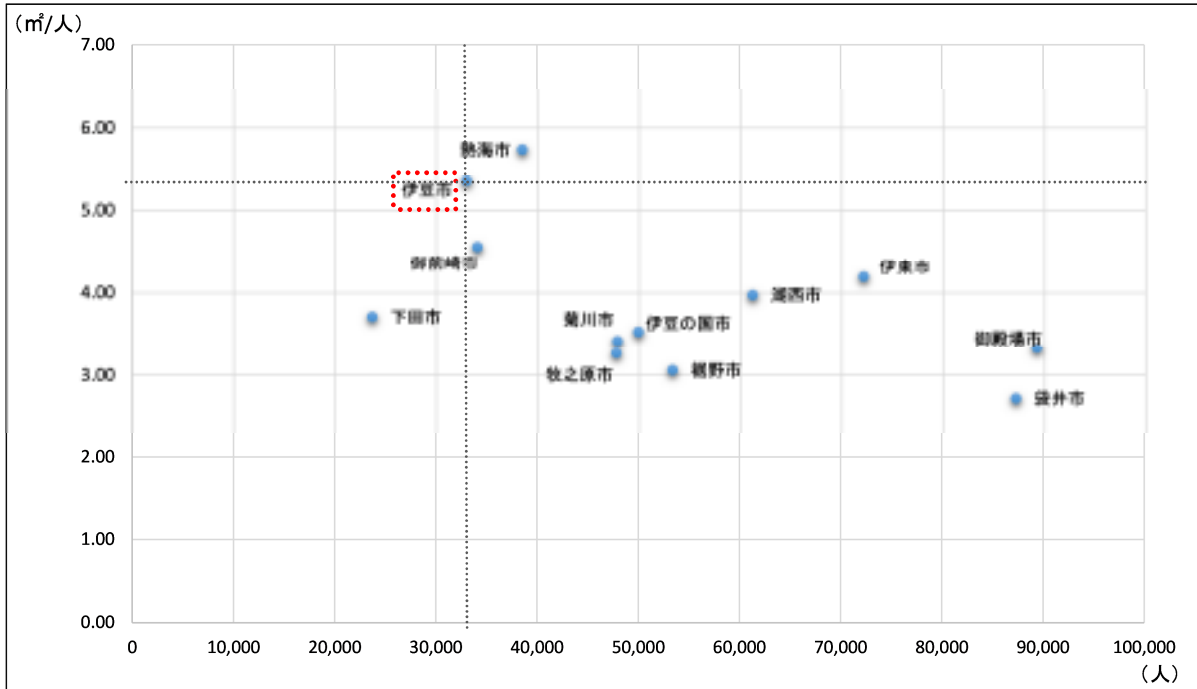


図 2-11 施設分類別の耐震化状況 (延床面積ベース)

④他自治体との比較

公共施設の1人当たり延床面積について、総務省の公共施設状況調（平成26年度（2014年度））を基に他自治体と比較すると、本市の1人当たり延床面積は約5.4㎡/人であり、全国（約3.8㎡/人）、静岡県（約3.2㎡/人）、県内の人口10万人未満の市（約3.7㎡/人）を大きく上回っている状況です。



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（平成26年度（2014年度））」
人口：総務省「住民基本台帳登録人口（平成27年（2015年）1月1日現在）」

図 2-12 公共施設の1人当たりの延床面積の比較

※P. 6 の人口及びP. 10 の公共施設の延床面積とは出典が異なります。

⑤コストの状況

公共施設にかかるコストの状況は、約 18.1 億円/年となっています。平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日現在の市全体の人口は 32,070 人であり、市民 1 人当たりのコストは年間約 5.6 万円/人となります。

中分類別にコストをみると、学校、保育園・こども園、庁舎等が比較的高くなっています。一方で、集会施設、その他行政系施設は比較的低くなっています。

また、延床面積 1 m²当たりのコストでみると、保育園・こども園、庁舎等、供給処理施設が比較的高くなっています。

表 2-3 公共施設のコストの状況

大分類	中分類	施設数	A 延床面積 (m ²)	B 支出 (万円)	C 収入 (万円)	D コスト (万円) B-C	m ² あたり コスト (円/m ²) D/A
住民文化系施設	集会施設	24	5,947	227	31	196	329
	文化施設	2	9,108	7,203	851	6,352	6,974
社会教育系施設	図書館	4	2,094	4,902	0	4,902	23,411
	博物館等	1	372	471	0	471	12,677
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	13	14,260	15,628	1,454	14,173	9,939
	レクリエーション施設・観光施設	13	27,363	13,490	940	12,551	4,587
産業系施設	産業系施設	14	5,367	5,366	2,652	2,714	5,056
学校教育系施設	学校	11	59,842	31,537	60	31,477	5,260
	学校給食施設	2	1,586	2,620	0	2,620	16,517
子育て支援施設	保育園・こども園	5	3,822	34,546	4,956	29,590	77,428
	幼児・児童施設	2	1,296	526	0	526	4,055
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	818	1,793	229	1,565	19,132
	保健施設	4	6,804	10,422	532	9,890	14,535
行政系施設	庁舎等	6	12,031	41,987	248	41,739	34,693
	その他行政系施設	59	5,050	36	0	36	72
公営住宅	公営住宅	15	19,748	10,268	5,837	4,431	2,244
	供給処理施設	3	3,908	10,810	0	10,810	27,663
その他	その他	17	16,066	8,166	1,049	7,117	4,430
計		198	195,482	199,998	18,839	181,159	

※支出、収入は平成 27 年度 (2015 年度) の金額。

※支出：光熱水費等、維持保全費、指定管理料、土地・建物の使用料、人件費の合計。

※収入：使用料、財産貸付料、補助金・負担金、その他の合計。

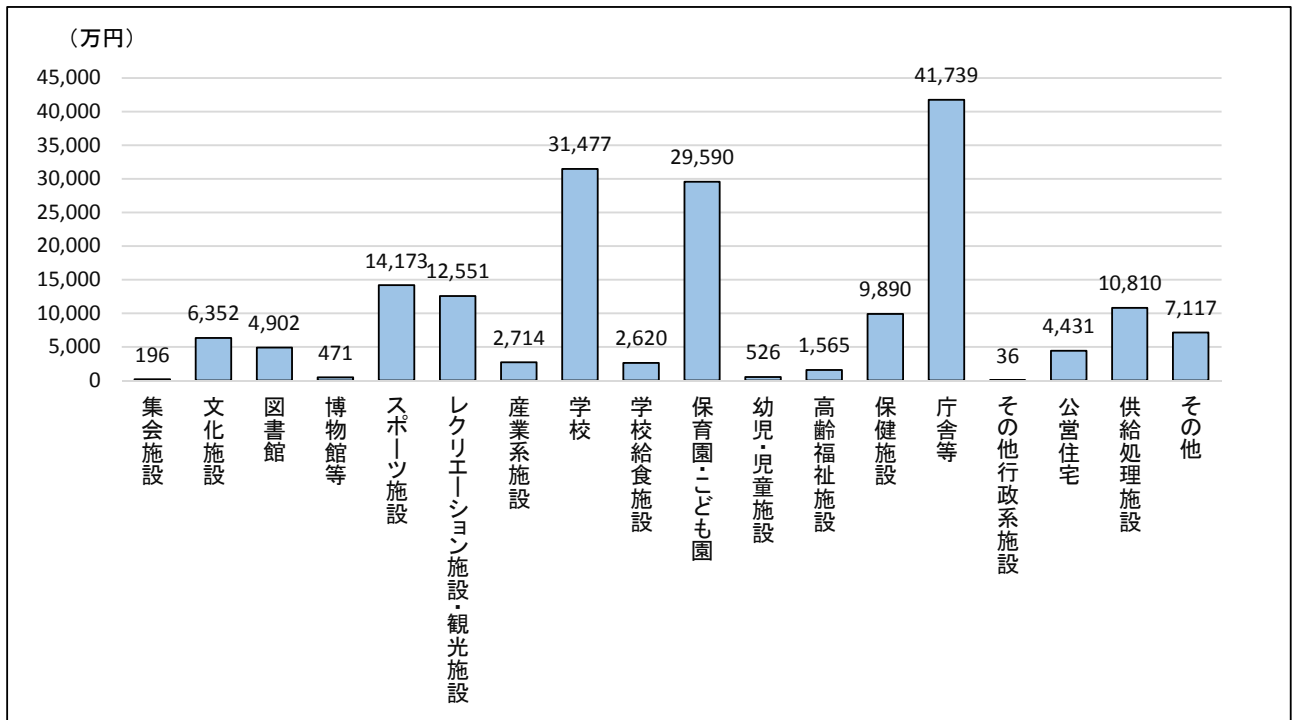


図 2-13 公共施設の中分類別のコストの状況

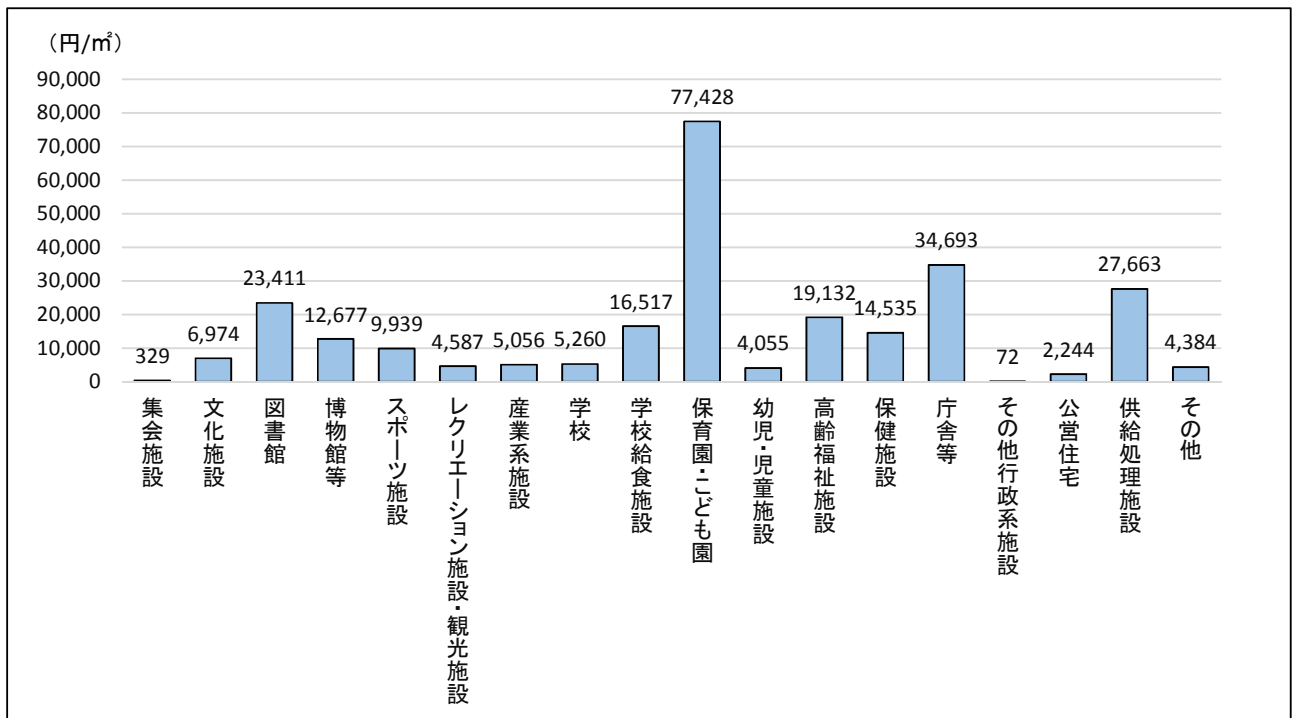


図 2-14 公共施設の中分類別の1㎡当たりのコストの状況

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-4 インフラ資産の保有状況

分類	種別	数量
道路	一級市道	78.4 km
		526,454 m ²
	二級市道	89.1 km
		500,904 m ²
	その他の市道	822.5 km
		2,852,895 m ²
計		990.0 km 3,880,253 m ²
農道		41.1 km
林道		135.4 km
橋りょう		678 橋
		6.6 km
		29,445 m ²
上水道	管路	314.2 km
	上水道施設	13 施設
簡易水道	管路	77.4 km
	簡易水道施設	6 施設
下水道	管路	146.2 km
	下水道施設	10 施設
		1,850 m ²
農業集落排水	管路	31.0 km
農業用灌漑用水	用水路	38.8 km
公園	公園数	19 公園
	公園面積	16.9 ha
	建物数	5 施設
	建物面積	598 m ²
河川	準用河川	95 河川
		85.3 km
	普通河川（水路）	378 河川
		286.3 km
公衆トイレ		5 施設
		162 m ²
処分場		1 施設
		87 m ²

平成 27 年度（2015 年度）末時点

※上下水道施設（浄水場、浄化センター、ポンプ場等）については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類しています。

①道路

道路は、総延長 990km、総面積約 388 万㎡です。

これまで多くの道路を整備してきており、必要に応じて、順次、舗装の打換えなどの更新を進めています。

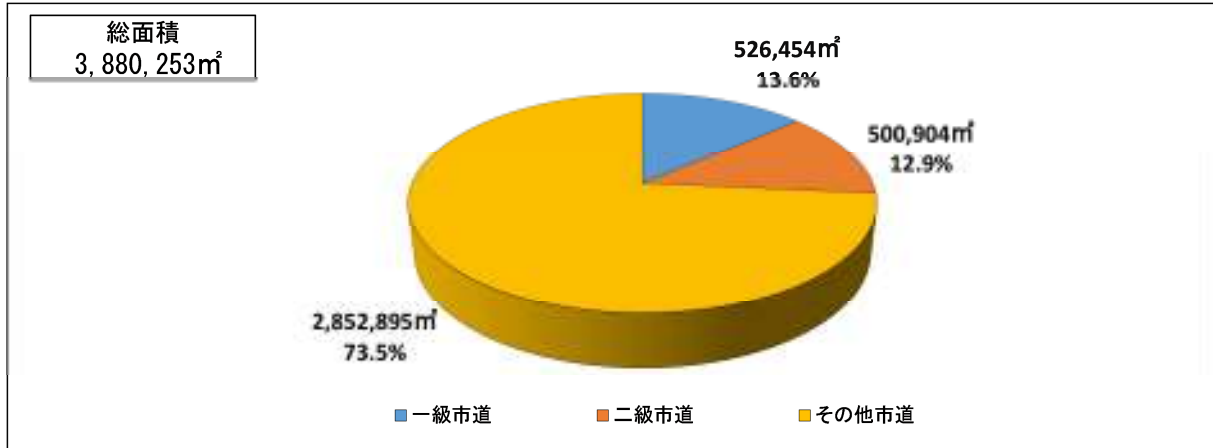


図 2-15 道路の分類別整備状況

②橋りょう

橋りょうは、678 橋、総面積約 2.9 万㎡です。

橋りょうの耐用年数を踏まえると、今後 10 年間に多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

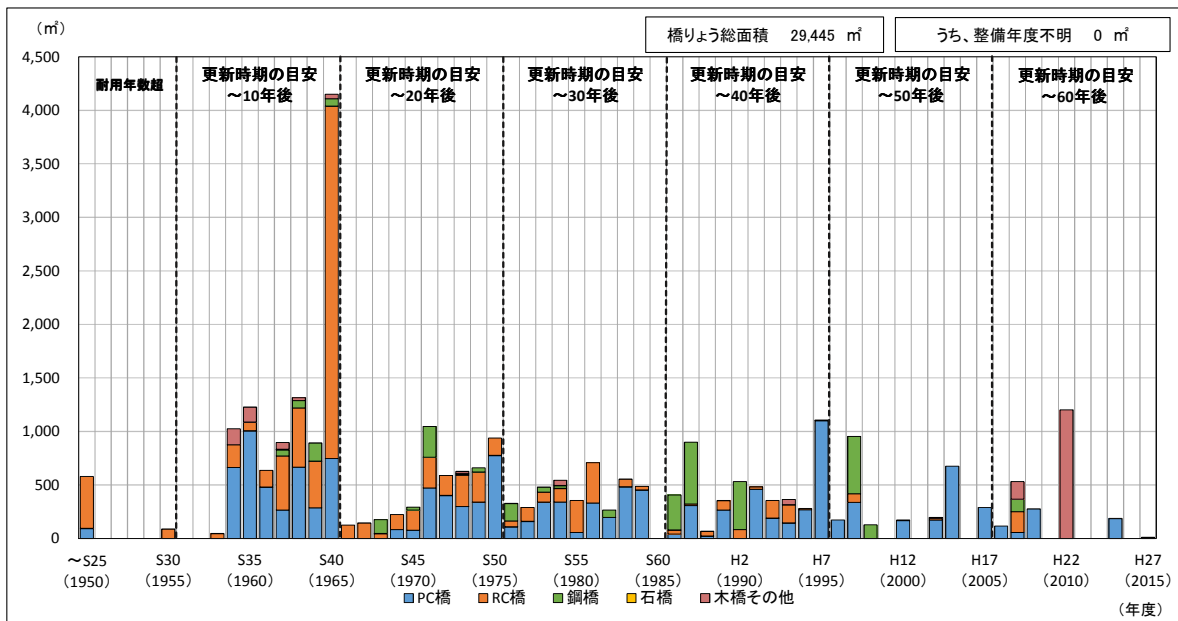


図 2-16 橋りょうの年度別整備状況

③上水道

上水道の総延長は約 314km です。

昭和初期から水道事業を開始しているため、老朽化が進行しており、順次更新を進めています。

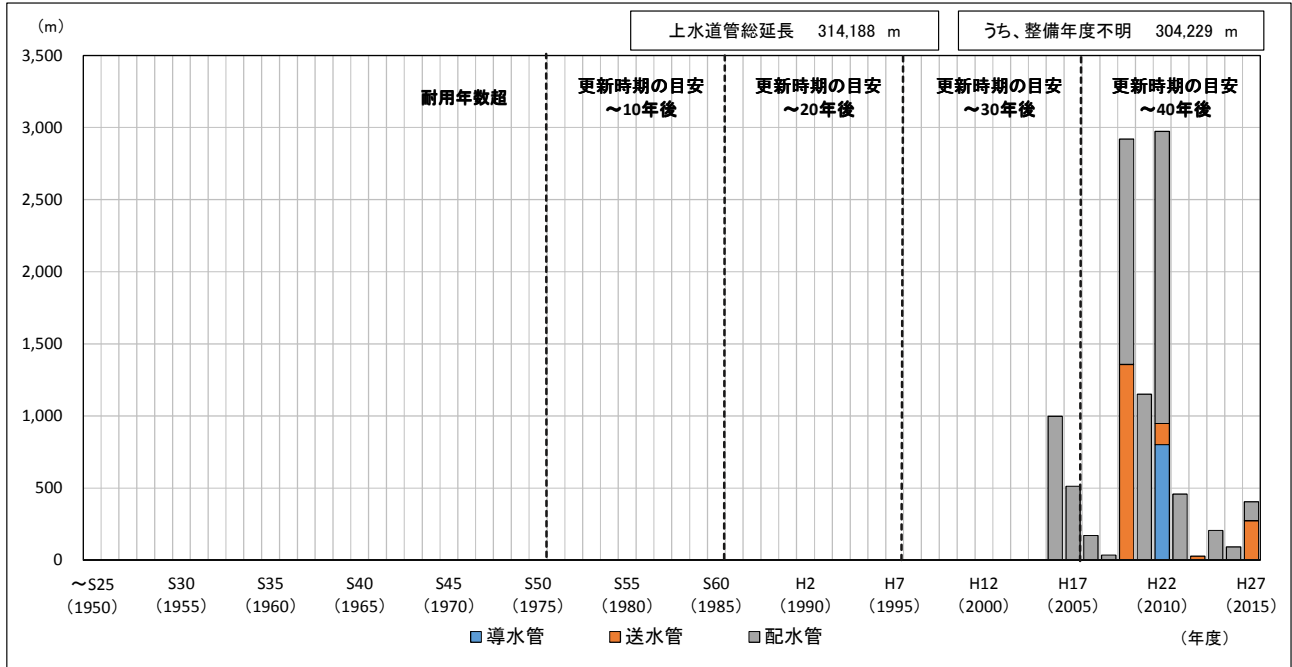


図 2-17 上水道の年度別整備状況

※平成 15 年度（2003 年度）以前整備分の上水道については、詳細な整備年度の内訳が不明。

④下水道

下水道の総延長は約 146km です。

下水道の耐用年数を踏まえると、今後 20 年後から 40 年後にかけて、多くの下水道が更新時期を迎えます。

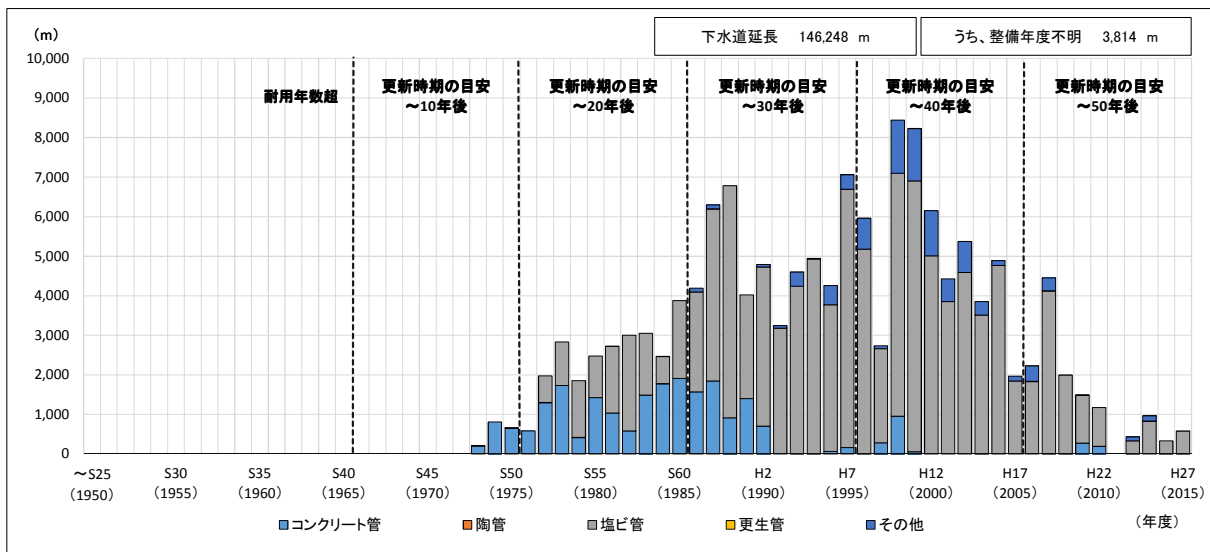


図 2-18 下水道の年度別整備状況

(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

① 公共施設

平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 829 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 20.7 億円/年で、投資的経費実績額が約 9.0 億円/年であることから、約 11.7 億円/年が不足すると推計されます。

平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間は大規模改修を中心に費用がかかる見込みであり、平成 39 年度（2027 年度）以降は更新（建替え）を中心に多額の費用がかかる見込みです。

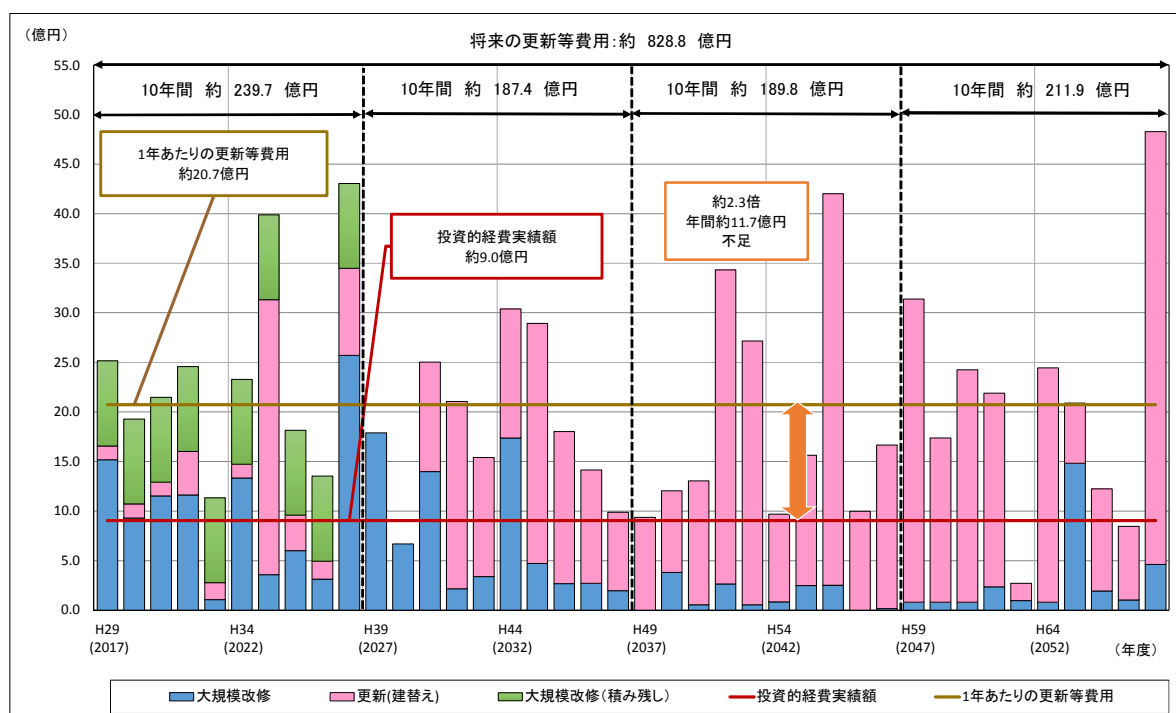


図 2-19 公共施設の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※**投資的経費実績額**：公共施設の更新や大規模改修等にかかる経費の平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年平均。将来の更新等費用の推計に必要な項目を別途集計したもので、P.9 の普通会計の投資的経費の値とは整合しません。

※**積み残し**：建築後 31～50 年を経過して、大規模改修未実施の施設については、今後 10 年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

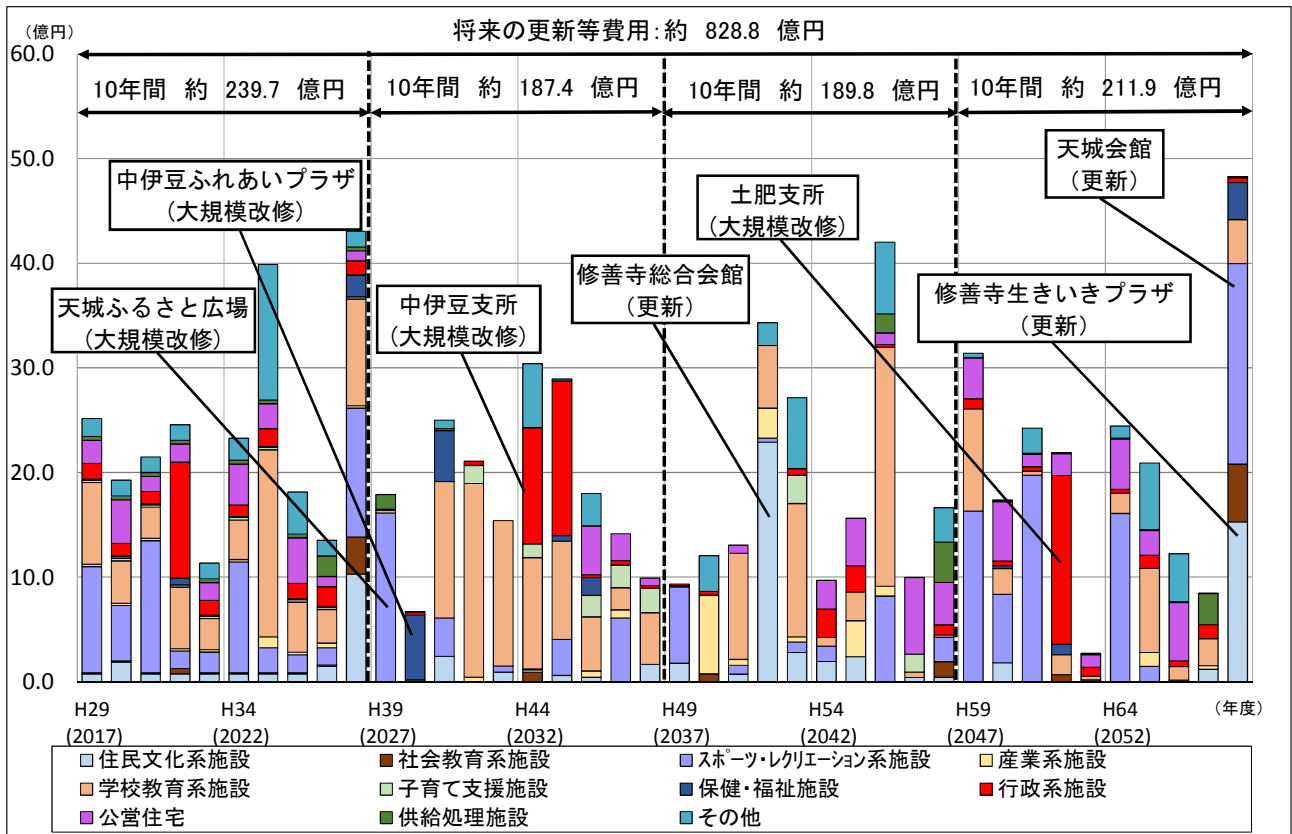


図 2-20 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

表 2-5 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用 (億円)				
	平成29年～平成38年度	平成39年～平成48年度	平成49年～平成58年度	平成59年～平成68年度	平成29年～平成68年度 (40年間合計)
住民文化系施設	19.0	6.0	33.3	18.3	76.6
社会教育系施設	4.8	0.9	2.2	6.2	14.1
スポーツ・レクリエーション系施設	60.5	30.2	21.6	79.7	192.0
産業系施設	3.3	1.9	15.8	1.7	22.7
学校教育系施設	63.5	78.1	56.1	32.9	230.6
子育て支援施設	2.3	9.6	4.4	0.0	16.3
保健・福祉施設	3.6	13.3	0.0	4.8	21.7
行政系施設	23.9	27.8	7.6	22.8	82.1
公営住宅	23.8	8.0	20.6	26.8	79.2
供給処理施設	5.2	1.4	5.7	3.7	16.0
その他	29.8	10.2	22.5	15.0	77.5
合計	239.7	187.4	189.8	211.9	828.8

②インフラ資産

平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 1,069 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 26.7 億円/年で、投資的経費実績額が約 8.8 億円/年であることから、約 17.9 億円/年が不足すると推計されます。

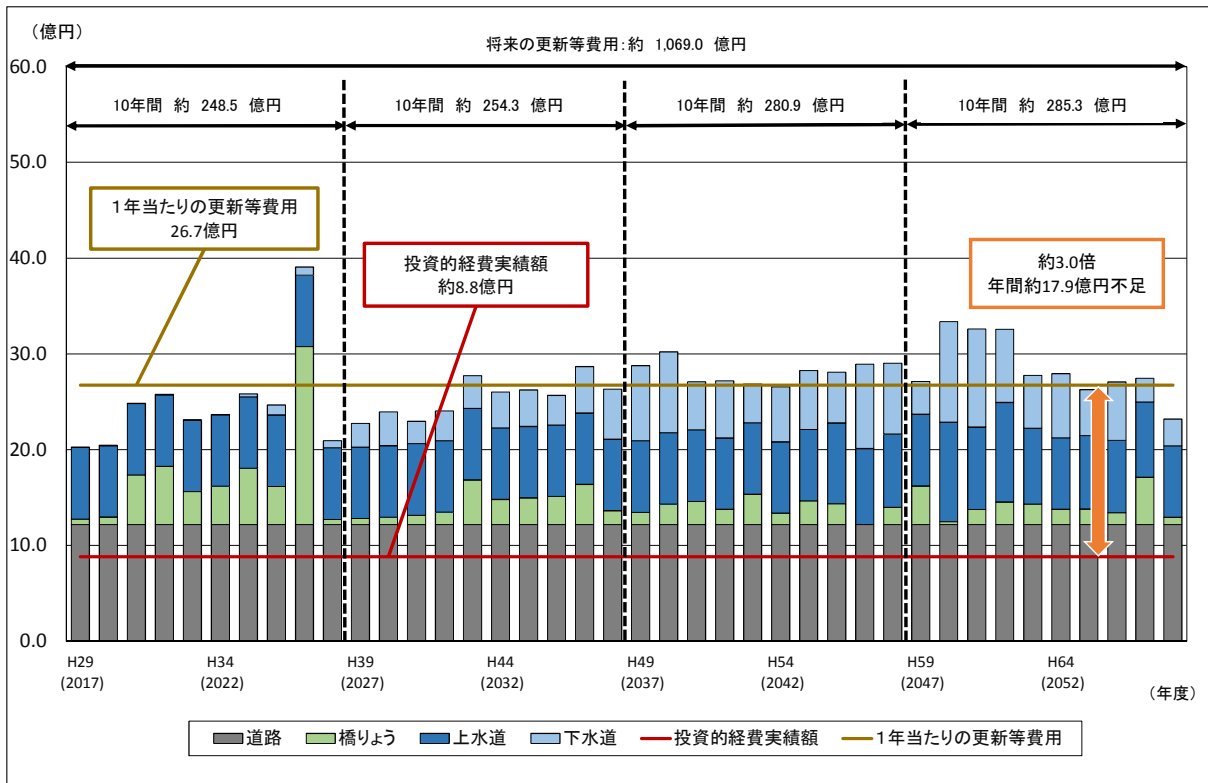


図 2-21 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」において、学校、庁舎などの公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道のインフラ資産で市町村の投資が概ね把握することができるとされていることから、ここでは、道路、橋りょう、上水道、下水道の費用を計上しています。

※上下水道施設（浄水場、処理場、ポンプ場等）の費用は含んでいません。

※投資的経費実績額: インフラ資産の更新や大規模改修等にかかる経費の平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 カ年平均。将来の更新等費用の推計に必要な項目を別途集計したもので、P. 9 の普通会計の投資的経費の値とは整合しません。

③公共施設等

平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間に、公共施設等（公共施設とインフラ資産）の更新等にかかる費用の合計は約 1,898 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 47.4 億円/年で、投資的経費実績額が約 17.8 億円/年であることから、約 29.6 億円/年が不足すると推計されます。

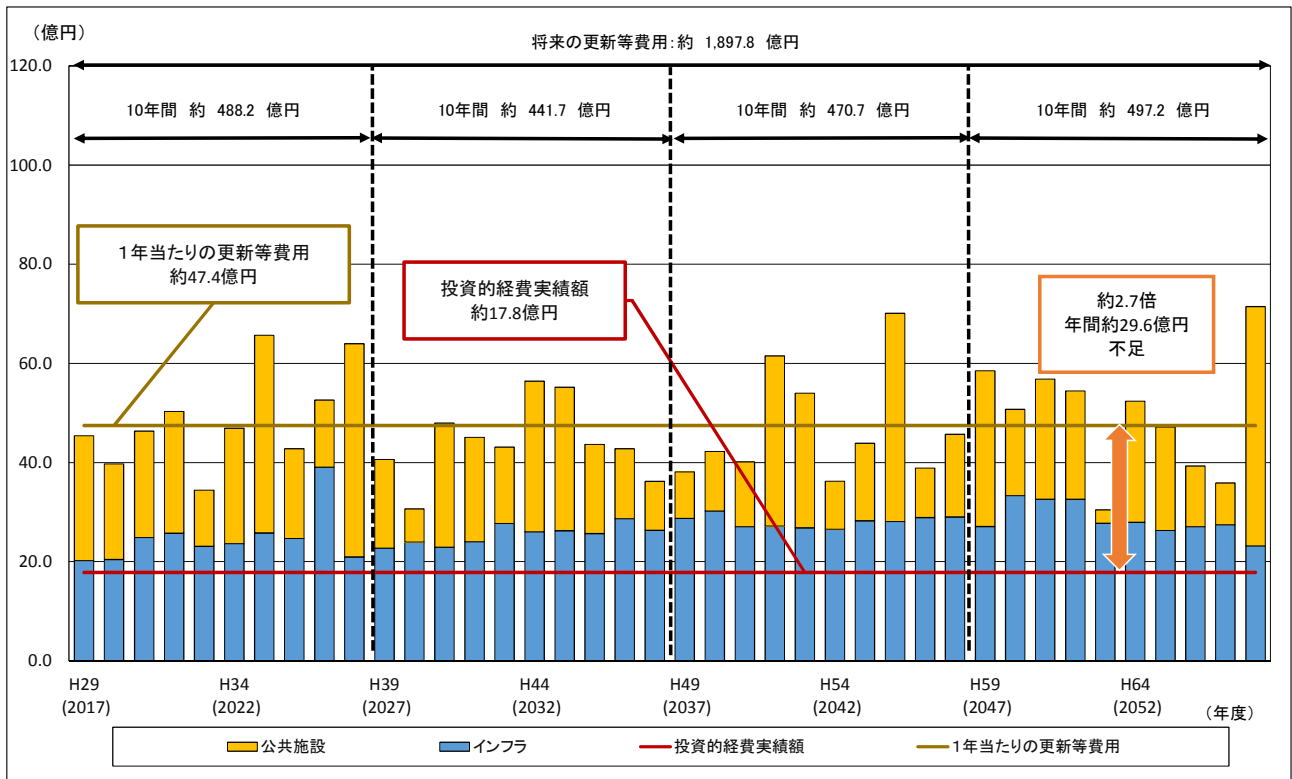


図 2-22 公共施設等の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額：公共施設にかかる投資的経費とインフラ資産にかかる投資的経費の合計。将来の更新等費用の推計に必要な項目を別途集計したもので、P.9の普通会計の投資的経費の値とは整合しません。

2.5. 課題整理

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しなどを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

(1) 需要の変化への対応

本市の総人口は、一貫して減少が続いています。今後も減少が続き、平成 22 年（2010 年）の約 3.4 万人から、平成 52 年（2040 年）には約 2.3 万人まで減少する見込みです。そして、少子高齢化が更に進行し、平成 52 年（2040 年）には高齢化率が 4 割を超える見込みです。

また、全ての地区（旧 4 町）で人口減少と高齢化が進行しています。特に、土肥地区は、他の地区に比べて高齢化が顕著です。

そのため、人口構造の変化などによる需要の変化や地域特性などに対応した施設の規模や配置などの適正化を図る必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

歳入の面では、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や、合併算定替えの特例措置の段階的廃止などにより、歳入が減少し、厳しい財政運営となることが想定されます。

歳出の面では、義務的経費のうち扶助費が増加傾向にあり、今後、高齢化社会の進行に伴い、扶助費が更に増加していくことが予想されます。そのような状況のなかで、今後の公共施設等の整備に充当できる財源は、現状の水準で維持することは困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市は多くの公共施設等（公共施設：198 施設、インフラ資産：道路、橋りょう、上下水道など）を保有しており、それらの老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎えます。そして、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

(4) 合併による施設の重複等への対応

総務省の公共施設状況調によると、本市の公共施設の 1 人当たり延床面積は約 5.4 m²/人であり、全国（約 3.8 m²/人）、静岡県（約 3.2 m²/人）、県内の人口 10 万未満の市（約 3.7 m²/人）を大きく上回っている状況です。

また、本市は平成 16 年（2004 年）4 月に修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町の 4 町の合併により誕生した市です。合併前に各自治体がそれぞれに施設整備を進めてきたこともあり、公共施設の重複、余剰や地域偏在などの課題が生じていました。

これまでも公共施設の統廃合などの取組を進めてきましたが、今後も施設の特性、利用

圏域、地域バランス等を考慮しながら、課題の解消に取り組む必要があります。

(5) 自然災害への対応

近年、全国各地において豪雨や大規模地震等による自然災害が多発しています。公共施設等は、市民の生命や財産を守るために、災害時に避難所や防災・復旧活動拠点等として機能する必要があります。

そのため、施設の耐震化、津波や土砂災害等の自然災害リスクを考慮した配置などの防災・減災対策に取り組む必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本方針

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、公共施設等マネジメントの基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1：施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民ニーズ、財政事情、自然災害リスクなどを勘案し、施設の規模や配置の適正化を推進します。

- ◆人口構造の変化などによる需要の変化や地域の実情に合わせ多目的かつ多機能な利用を進め、地域の賑わいや市民の活発な活動拠点となる「機能的で魅力ある施設の形成」を念頭に、施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆公共施設の重複、余剰や地域偏在などへの対応として、施設の特性、利用圏域、地域バランス等を考慮し、施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆本市の“財産”である豊かな自然や歴史・文化などを活かしながら、まちの魅力や活力を市民との協働により創造し、「住みたい」・「住み続けたい」・「訪れたい」と思えるまちづくりに資するための施設の規模や配置の適正化を推進します。
- ◆豪雨や大地震、津波等による自然災害リスクを考慮した避難所や防災・復旧活動拠点等とするため、施設の耐震化、防災・減災対策に対応した施設配置の適正化を推進します。

基本方針2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を推進します。

- ◆今後の公共施設等の整備に充当できる財源維持が困難となるなど、厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減、施設総量の縮減・規模の適正化によるコストの縮減を推進するとともに、財源の確保を図ります。
- ◆民間活力の効果的な活用、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化、公共施設の借地利用の解消などにより、効果的な財源活用と新たな財源確保を図ります。

基本方針3：計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を推進します。

- ◆建築後30年以上経過している公共施設については、今後の施設のあり方を検討し、計画的な修繕等を進め、更新等の時期を分散化し、更新等費用の平準化と施設の長期利用を図ります。
- ◆インフラ資産については、ストックマネジメントの考え方にに基づき、各施設の長寿命化計画を策定し、計画的な保全を図ります。

3.2. 公共施設等の保有量の目標

(1) 公共施設

第2次伊豆市総合計画では、平成26年度(2014年度)の現状値186,543㎡に対し、平成32年度(2020年度)の目標値を150,000㎡と設定しています。これは、削減目標換算で19.6%になります。

本計画では、平成32年度(2020年度)以降の平成68年度(2056年度)までを含め、計画期間40年全体における、さらなる削減目標を以下に整理します。

施設総量の縮減目標は、「①削減すべき更新等費用の算出」と「②将来人口に見合った公共施設規模の算出」および、「③合併実績がある自治体の削減目標の事例」の方法で検討します。

①削減すべき更新等費用の算出

今後も過去5年間と同様の投資的経費をした場合を想定します。

$$\frac{(\text{年平均不足費用})}{(\text{1年当たりの将来の更新等費用})} \times 100 \div \text{削減費用割合}$$

$$(20.7 \text{ 億円} - 9.0 \text{ 億円}) / \text{約 } 20.7 \text{ 億円} \times 100 \div 56.5\%$$

投資的経費設定額：5ヵ年平均値 (A+B+C) = 9.0 億円

<参考資料>

表 3-1 普通会計(投資的経費の状況)

単位:千円

年度	既存更新分(A)	新規整備分(B)	用地取得分(C)	合計
平成23年度(2011)	300,760	305,626	80,607	686,993
平成24年度(2012)	452,834	230,425	69,882	753,141
平成25年度(2013)	737,878	354,166	1,000	1,093,044
平成26年度(2014)	238,587	832,659	0	1,071,246
平成27年度(2015)	239,772	672,664	0	912,436
5ヵ年間の平均値	393,966	479,108	30,298	903,372

今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、今後40年間の更新等費用の推計額は約829億円であり、年平均に換算すると約20.7億円/年が必要となります。投資的経費実績額の約9.0億円以内に収めるためには、今後40年間の将来の更新等費用を56.5%程度削減する必要があります。

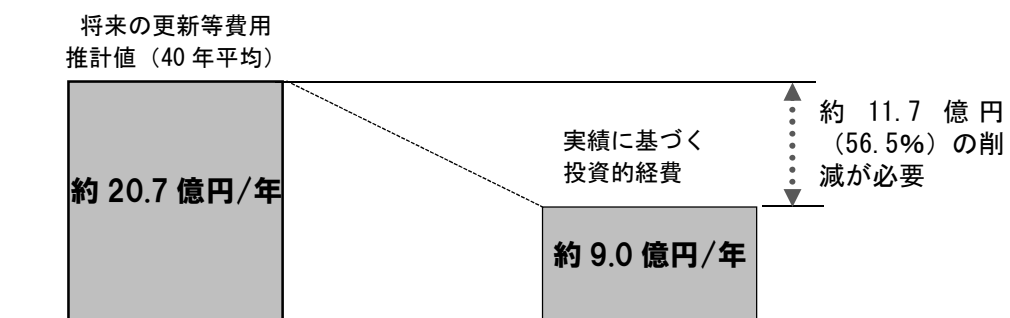


図 3-1 削減目標のイメージ(削減すべき更新等費用)

②将来人口に見合った公共施設規模の算出

現状の市民1人当たりの延床面積は、

$$\begin{aligned} & (\text{現状の総延床面積 } 195,482 \text{ m}^2) \div (\text{平成 } 28 \text{ 年 (2016 年) } 4 \text{ 月 } 1 \text{ 日現在人口 } 32,070 \text{ 人}) \\ & = 6.10 \text{ m}^2/\text{人} \end{aligned}$$

となります。今後もこの水準を維持すると仮定すると、将来人口は「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では平成 52 年度に約 2.3 万人と設定していることから、平成 52 年時点での総延床面積は

$$6.10 \text{ m}^2/\text{人} \times 2.3 \text{ 万人} = 140,317 \text{ m}^2$$

となり、現状の公共施設の総延床面積 195,482 m²に対し、55,165 m²が余剰となります。これは、28%縮減しても市民1人当たりのサービス水準は現状と変わりません。一方、縮減しないでそのまま維持した場合は、市民1人当たりの延べ床面積は 8.51 m²/人となり、公共施設にかかる市民1人当たりの負担が増加することになります。

一方、県内の人口 10 万人未満の市（約 3.7 m²/人）水準まで、市民1人当たりの延べ床面積を削減し、市の財政負担の軽減を図る場合を想定した場合は、

平成 52 年（2040 年）時点での総延床面積は $3.7 \text{ m}^2/\text{人} \times 2.3 \text{ 万人} = 85,100 \text{ m}^2$ となり、現状の公共施設の総延床面積 195,482 m²に対し、110,382 m²が余剰となります。これは、現状の公共施設の総延床面積に対し、57%に該当します。

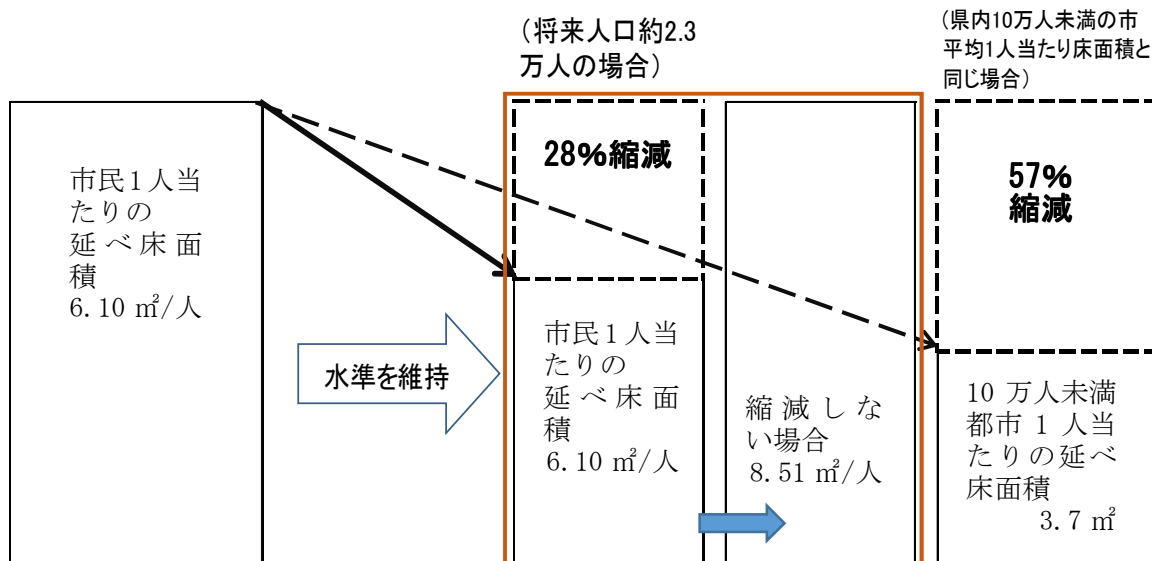


図 3-2 削減目標のイメージ（将来人口に見合った公共施設規模）

③合併実績がある自治体の削減目標の事例

全国の「公共施設等総合管理計画策定都市（316 市町：平成 28 年（2016 年）6 月現在（ホームページ公開都市））」のうち合併実績のある本市と人口規模が近似している 10 市町を選定し、「市町域当たりの人口（人口密度）」と「1 人当たりの延床面積」について任意に調査しました。

i) 管内面積でみた人口密度が近似している例

近似 10 市町の中で、本市人口（32,070 人）に類似する市は久慈市や養父市があり、市域面積は浜田市や佐伯市に近似しています。本市（88.11 人/km²）と近似する人口密度を有する都市は、浜田市（84.15 人/km²）や佐伯市（83.79 人/km²）、高島市（72.18 人/km²）、や雲南市（73.84 人/km²）、です。

ii) 1 人当りの延床面積が近似している例

類似 10 市町と本市の 1 人当りの延床面積を比較すると、本市は 10 市町平均より低い値を示しています。

本市（6.10 m²/人）に近似する「1 人当りの延床面積」を有する都市は、久慈市（6.33 m²/人）、高島市（7.28 m²/人）、浜田市（6.90 m²/人）です。

iii) 本市に近似する合併市町の削減目標について

上記 i)、ii) で整理した、浜田市や高島市、雲南市、佐伯市、久慈市の削減目標は、それぞれ

・浜田市	計画期間	40 年	削減目標	50%
・高島市	〃	30 年	〃	50%
・雲南市	〃	40 年	〃	45%
・佐伯市	〃	42 年	〃	44%
・久慈市	〃	30 年	〃	40%

であり、これら、合併市の目標設定は削減目標の 40～50%の傾向がみられます。

<保有量の削減目標の設定>

以上の検討から、財政面や将来人口に見合った公共施設規模における延べ床面積の削減率は、「①削除すべき更新等費用の算出」、「②将来人口に見合った公共施設規模の算出」の結果、57%となります。

一方で、合併実績のある自治体は、居住区域が広範囲にわたっているため、同種の施設であっても地域ごとに必要な施設を保有していかなければなりません。そのため、一概に公共施設の削減を「削減すべき更新等費用」や「将来人口に見合った公共施設規模」にすることは、本市の実情からすると現実的ではありません。

存続する必要がある施設については、更新時に適正な規模での建替え（小規模化）や建築構造の変更等によりコストの最適化を図る事で財政負担を軽減しながら施設を維持していく必要があります。

このようなことから、本市の地域特性を考慮すると「③合併実績がある自治体の削減目標の事例」から延べ床面積の削減率は 40%と考えます。

そこで、本市では、持続可能な公共サービスの実現に向けて、公共施設の保有量（延床面積）を計画期間内の今後 40 年間に 40～57%の範囲内で削減することを目標とします。

（コストの最適化については、図 3-3 参照）

公共施設の保有量の目標：
延床面積を今後 40 年間（平成 68 年度まで）で 40%から 57%削減

なお、削減目標は、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行っていきます。

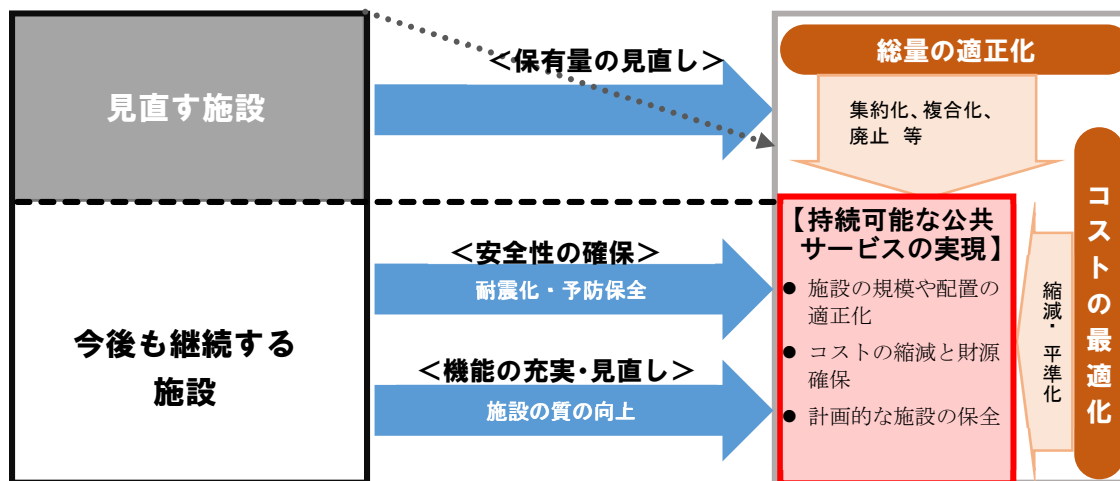


図 3-3 施設の目指すべき姿のイメージ

＜参考：コストの最適化＞

40%を削減するためには、コストの最適化（コストの縮減や平準化など）を実施し、以下の長寿命化や民間の活用等も推進します。

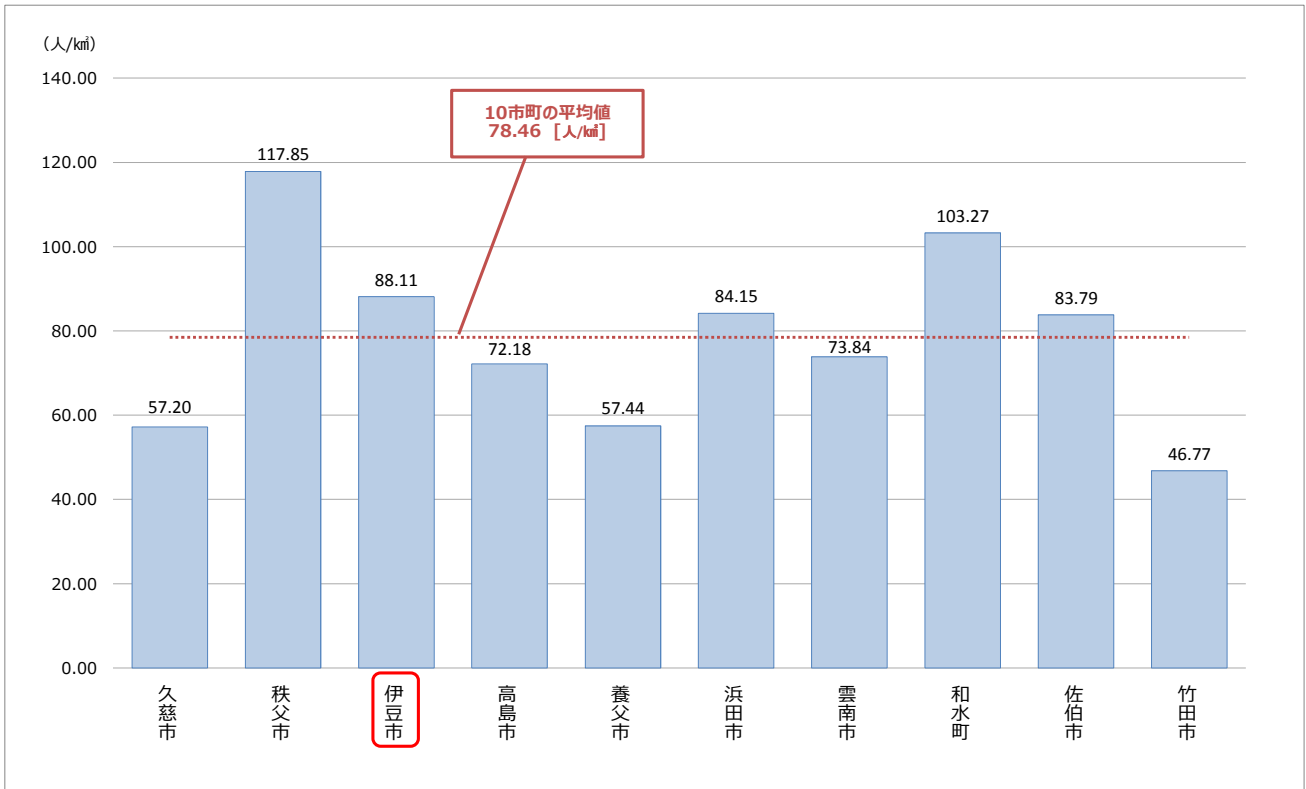
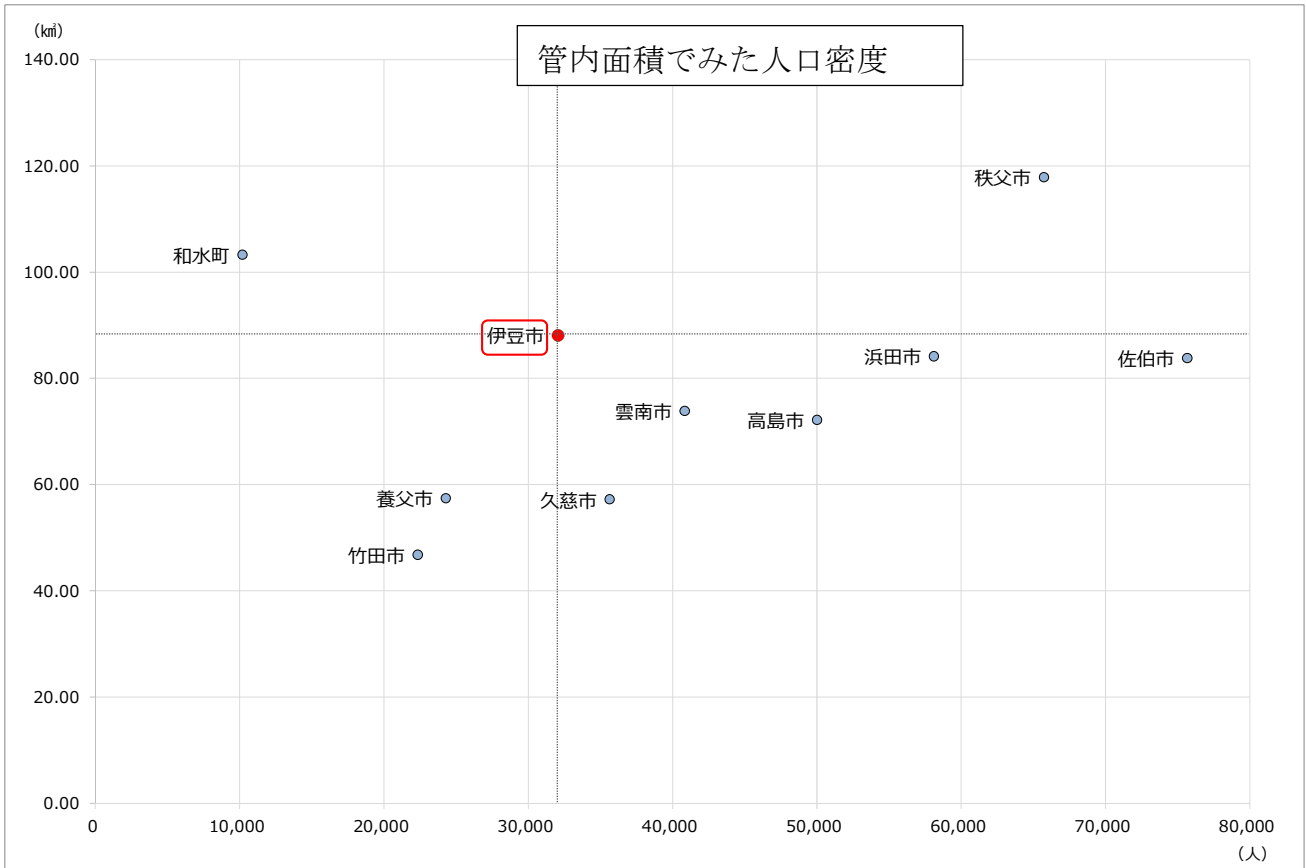
（施設の目指すべき姿のイメージ 参照）

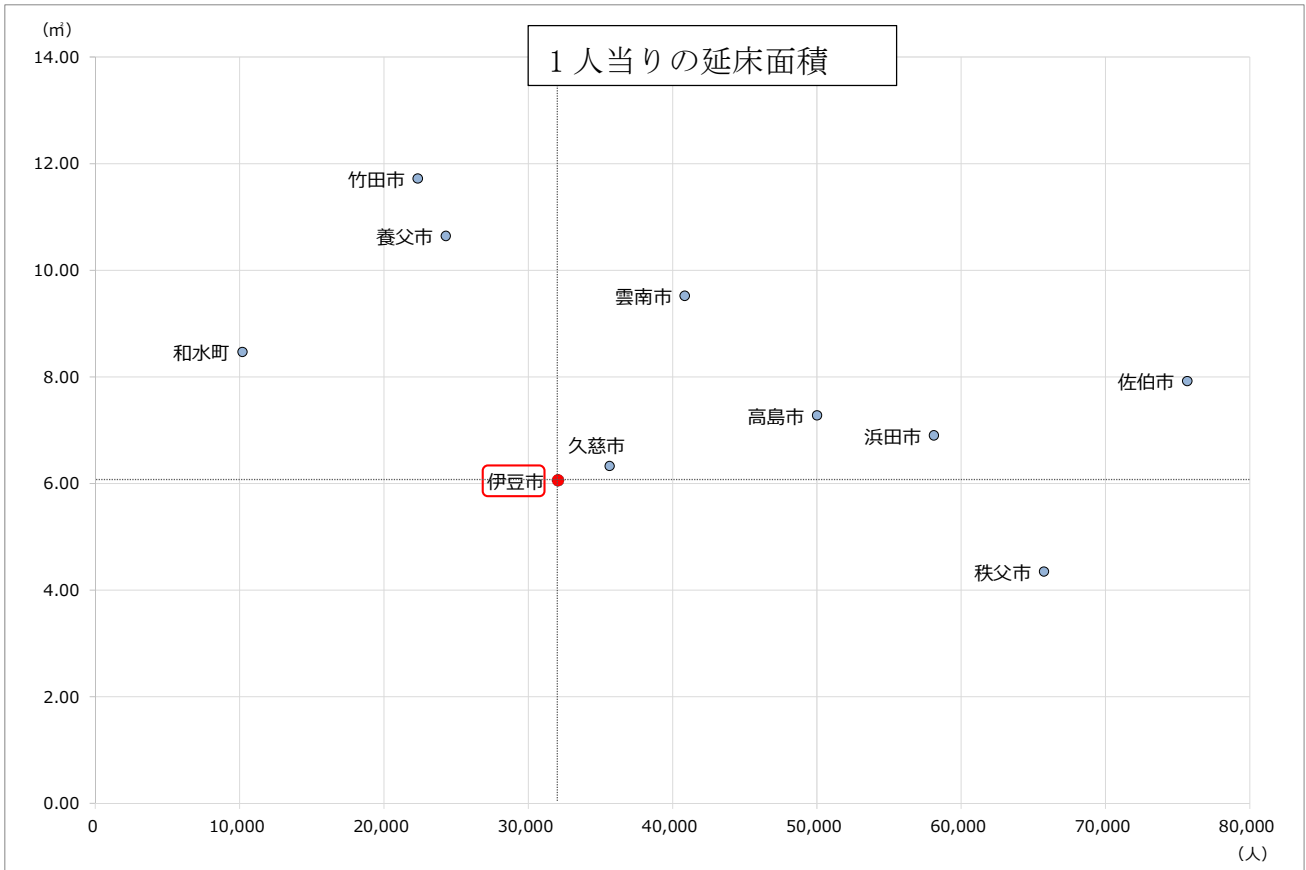
- 大規模改修工事や建替工事に係る仕様や内容の見直しによるコスト削減
- LCC 削減効果の見込みのある施設を対象に長寿命化し、耐用年数を延長することで更新等費用を削減
- 跡地等の未利用地の売却
- 指定管理者制度の導入拡大
- PPP・PFI 等の活用
- 受益者負担の見直し

（２）インフラ資産

インフラ資産は、市民の生活を支える重要なライフラインで、社会基盤となる施設であるため、基本的に総量の縮減ではなく、既存施設の保全に重点を置き、予防保全型の維持管理に努め、安全確保と修繕等費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

<参考>削減目標を概ね40%で設定している、合併市町の状況について





3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

【公共施設】

- 施設管理者等が自ら行う「日常点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」を計画的に実施し、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 施設の詳細な劣化状況を把握するために、計画的に劣化調査を実施します。

【インフラ資産】

- 計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。

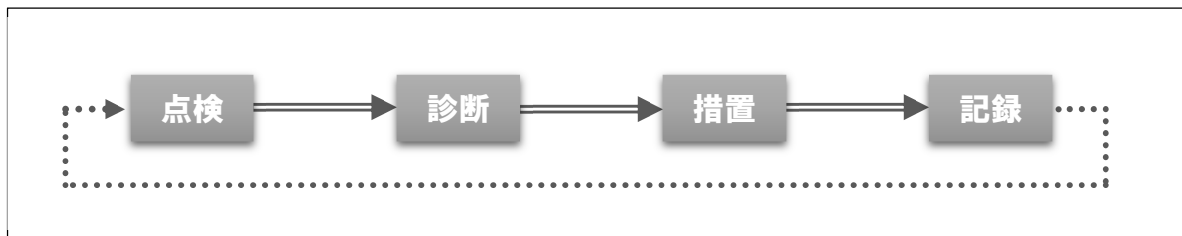


図 3-4 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共施設】

- 省エネルギー対策等による光熱水費の削減、委託内容の見直しや民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、経常的な経費の削減に努めます。
- 各施設における部位・部材等の改修等の周期や点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に修繕や改修等を実施することにより施設性能の維持を図ります。
- 施設の更新等に当たっては、周辺施設や類似施設の状況、施設の劣化状況、住民需要、施設評価などを総合的に勘案し、必要性や優先度を十分に検討した上で、計画的に行います。
- 施設の更新等を行う場合は、施設の本来の設置目的、住民ニーズ、財政状況などを総合的に勘案し、適正な規模や配置を目指します。

【インフラ資産】

- 費用対効果や経済波及効果を考慮するとともに、リスクベースメンテナンス*の考え方を基に整備の優先順位を定めるなど、効果的・計画的に新設及び更新、維持保全を実施します。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材の使用を検討します。

※リスクベースメンテナンス：リスクを基準に検査及びメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。

（３）安全確保の実施方針

【公共施設】

- 点検・診断等により、危険性が認められた施設については、早期に改修、更新、解体等の対策を講じます。
- 供用廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

【インフラ資産】

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。
- 高度の危険性が確認された施設については、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

（４）耐震化の実施方針

【公共施設】

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、耐震化、廃止、更新などの判断を早期に行い、計画的に耐震改修等を実施します。

【インフラ資産】

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

【公共施設】

- 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）*の縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的に長寿命化を

推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制・平準化を図ります。

【インフラ資産】

○原則として、計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコスト（LCC）の抑制・平準化を図ります。

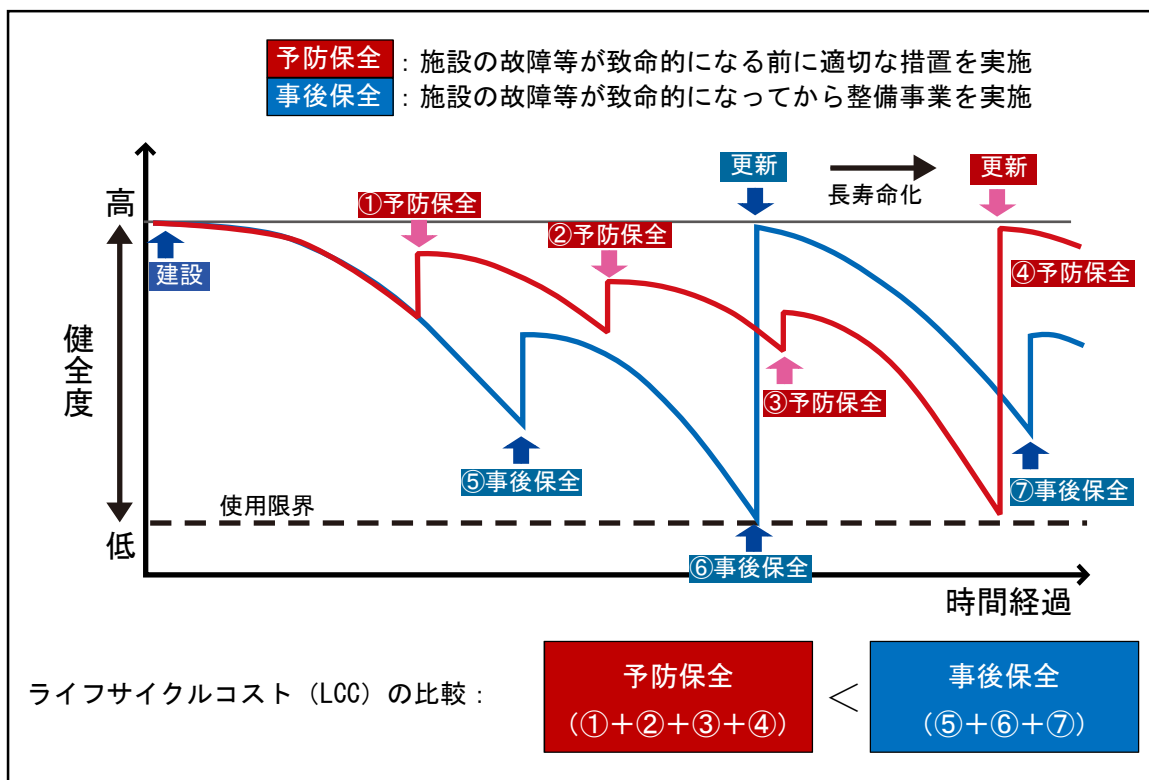


図 3-5 長寿命化のイメージ

※ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額のこと。

（6）統合や廃止の推進方針

【公共施設】

- 施設の老朽化状況、利用状況、コストの状況などにより施設評価を実施するとともに、市民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編に取り組みます。
- 施設の更新等を行う場合は、機能（公共サービス）の集約化、複合化、減築などを検討し、規模の適正化を図ります。
- 低未利用施設等については、設置目的、今後の需要見込み、財政状況等を踏まえ、転用、地元への譲渡、民間への売却、廃止など、今後の施設のあり方を検討します。
- 普通財産施設や施設廃止後の跡地等については、売却を目標とし、必要に応じて貸付などを行い、有効活用を図ります。

方法	内容	イメージ		例
		(現状)	(将来)	
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約			<ul style="list-style-type: none"> ・更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化			<ul style="list-style-type: none"> ・学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転
転用	供用廃止後の余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入			<ul style="list-style-type: none"> ・廃校となった学校施設を改修して、高齢福祉施設に転用
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減			<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の耐震改修工事の際に、低利用部分を削減
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用			<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更			<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用			<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	普通財産などの未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等）			<ul style="list-style-type: none"> ・未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-6 主な公共施設の再編パターン

【インフラ資産】

○今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催や点検マニュアルの整備等により、意識啓発や技術向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFI[※]の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■市民との協働・連携

市民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、市民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保する中で利用者から応分な負担を求めるため、施設使用料の適正化を図るとともに、定期的な見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツ[※]など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※ネーミングライツ：地方自治体が設置する施設等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付与することができる権利（命名権）をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

①現状

表 4-1 対象施設（住民文化系施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
集会施設	伊豆市シニアプラザ	市所有	1	363	H13	指定管理	新耐震基準	
	小下田多目的集会場	市所有	1	341	S56	指定管理	新耐震基準	
	小土肥生活改善センター	市所有	1	182	S54	指定管理	診断済・未改修	
	八岳集会場	一部借地	1	456	S63	指定管理	新耐震基準	
	白岩生涯学習センター	市所有	1	662	H11	指定管理	新耐震基準	
	柳瀬集会場	借地	1	171	H16	指定管理	新耐震基準	
	加殿コミュニティ防災センター	借地	1	309	H11	指定管理	新耐震基準	
集会施設 (普通財産)	牧之郷公民館	借地	1	413	S51	その他	診断未実施	
	茅野多目的集会場	借地	1	216	S56	その他	新耐震基準	
	松ヶ瀬多目的集会場	借地	1	142	S56	その他	新耐震基準	
	長野多目的集会場	借地	1	149	S57	その他	新耐震基準	
	矢熊多目的集会場	借地	1	126	S57	その他	新耐震基準	
	下船原多目的集会場	借地	1	210	S57	その他	新耐震基準	
	本柿木多目的集会場	借地	1	196	S58	その他	新耐震基準	
	青羽根山村活性化支援センター	市所有	1	295	H7	その他	新耐震基準	
	上和田生活改善センター	市所有	1	163	S52	その他	診断未実施	
	城生活改善センター	市所有	1	276	S52	その他	診断未実施	
	八幡多目的集会場	市所有	1	268	S58	その他	新耐震基準	
	梅木多目的集会場	市所有	1	132	S58	その他	新耐震基準	
	下尾野多目的集会場	一部借地	1	104	S60	その他	新耐震基準	
	徳永東多目的集会場	市所有	1	108	S61	その他	新耐震基準	
	清水農林漁家・婦人活動促進施設	借地	1	248	H8	その他	新耐震基準	
	姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設	借地	1	181	H8	その他	新耐震基準	
地藏堂女性・若者等活動促進施設	借地	1	238	H15	その他	新耐震基準		
文化施設	修善寺生いきプラザ	市所有	1	3,386	H8	直営	新耐震基準	
	修善寺総合会館	一部借地	1	5,722	S55	指定管理	診断済・補強済	H17
	合計 (施設数:26)		26	15,056				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-2 利用状況（集会施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
伊豆市シニアプラザ	利用者数（人）	1,459	1,489	1,474	1,474
小下田多目的集会場		1,435	1,009	998	1,147
小土肥生活改善センター		518	712	1,002	744
八岳集会場		5,924	7,247	6,453	6,541
白岩生涯学習センター		6,775	6,393	4,928	6,032
柳瀬集会場		549	413	695	552
牧之郷公民館		4,956	5,000	5,000	4,985
茅野多目的集会場		810	550	450	603
松ヶ瀬多目的集会場		-	725	250	488
長野多目的集会場		527	615	762	635
矢熊多目的集会場		700	417	585	567
下船原多目的集会場		2,800	1,330	1,440	1,857
本柿木多目的集会場		3,765	1,533	3,330	2,876
青羽根山村活性化支援センター		1,115	732	663	837
上和田生活改善センター		1,450	1,450	1,350	1,417
城生活改善センター		1,888	1,000	906	1,265
八幡多目的集会場		2,017	2,347	2,258	2,207
梅木多目的集会場		1,000	1,000	1,000	1,000
下尾野多目的集会場		-	501	525	513
徳永東多目的集会場		275	368	261	301
清水農林漁家・婦人活動促進施設		955	892	924	924
姫之湯農林漁家・婦人活動促進施設		720	507	520	582
地藏堂女性・若者等活動促進施設		1,384	1,068	1,105	1,186
合計			41,022	37,298	36,879

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

表 4-3 利用状況（文化施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺生きいきプラザ	利用者数（人）	61,512	65,149	63,396	63,352
修善寺総合会館		20,261	27,825	23,586	23,891
合計		81,773	92,974	86,982	87,243

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺生きいきプラザ	稼働率 (利用実績時間/ 利用可能時間)	54%	58%	58%	57%
修善寺総合会館		-	3%	5%	4%

<集会施設>

- 集会施設は24施設あります。
- 施設は、約6割（14施設）が借地利用です。
- 行政財産を廃止し、普通財産として管理している施設が17施設あります。
- 運営形態は、すべて指定管理者による運営です。その他の普通財産施設は、各地区に貸付をしています。
- 建築後30年以上の施設が15施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。
- 集会施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約3.8万人です。過去3年間の推移は、施設によって多少のばらつきがありますが、全体では減少傾向となっています。

<文化施設>

- 文化施設は2施設あります。
- 借地利用は1施設です。
- 運営形態は、「修善寺生きいきプラザ」は市の直営、「修善寺総合会館」は指定管理者による運営です。
- 「修善寺生きいきプラザ」は、ホールや照明等の設備の老朽化がみられます。
- 「修善寺総合会館」は、建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。なお、耐震補強、大規模改修は実施済みです。
- 文化施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約8.7万人です。

②基本方針

<集会施設>

- ◆指定管理者制度導入施設については、当面は継続する方針です。また、老朽化している施設については、施設の適切な維持管理に努めます。その他の普通財産施設については、地元への譲渡を進めます。

<文化施設>

- ◆「修善寺生きいきプラザ」については、計画的に各設備の改修を実施します。
- ◆「修善寺総合会館」については、施設の適正な規模や必要性など、今後の施設のあり方を検討します。

(2) 社会教育系施設

①現状

表 4-4 対象施設（社会教育系施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
図書館	修善寺図書館	一部借地	2	1,384	H8	直営	新耐震基準	
	土肥図書館	市所有	1	168	H2	直営	新耐震基準	
	天城図書館	市所有	1	189	S53	直営	診断済・未改修	H10
	中伊豆図書館	一部借地	1	353	H14	直営	新耐震基準	
博物館等	伊豆市資料館	市所有	1	372	S61	直営	新耐震基準	
合計 (施設数:5)			6	2,465				

表 4-5 利用状況（博物館等）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
伊豆市資料館	利用者数（人）	848	1,225	935	1,003

<図書館>

- 図書館は4施設あります。
- 施設は、5割（2施設）が借地利用です。
- 運営形態は、すべて市の直営です。
- 「天城図書館」は、建築後30年以上を経過しており、老朽化が進行しています。なお、大規模改修は実施済みです。

<博物館等>

- 「伊豆市資料館」の1施設があります。
- 運営形態は、市の直営です。
- 建築後約30年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 過去3年間の利用者数の平均は約0.1万人です。

②基本方針

<図書館>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、施設の再編を進めます。

<博物館等>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①現状

表 4-6 対象施設（スポーツ・レクリエーション系施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
スポーツ施設	修善寺体育館	市所有	1	1,692	S50	指定管理	診断済・未改修	
	狩野川記念公園管理棟等	一部借地	2	89	S36	指定管理	診断未実施	
	土肥南体育館	市所有	1	947	S52	直営	不明	
	丸山スポーツ公園管理棟等	市所有	2	326	S57	直営	新耐震基準	
	狩野ドーム	一部借地	4	4,393	H4	直営	新耐震基準	
	天城温泉プール	市所有	1	1,089	S52	指定管理	診断済・未改修	
	中伊豆社会体育館	市所有	1	1,665	S62	直営	新耐震基準	
	中伊豆室内温水プール	市所有	1	1,658	H11	指定管理	新耐震基準	
	中伊豆弓道場	市所有	1	109	S55	直営	診断未実施	
	中伊豆グラウンド管理棟	一部借地	1	235	S54	直営	診断未実施	
スポーツ施設 (普通財産)	月ヶ瀬体育館	市所有	1	489	S59	直営	新耐震基準	
	旧大東体育館	一部借地	1	940	S59	直営	新耐震基準	
	旧八岳体育館	市所有	1	628	S48	直営	不明	
レクリエーション施設・ 観光施設	修善寺虹の郷	一部借地	74	6,659	H1	指定管理	新耐震基準	
	ギャラリー修善寺回廊	市所有	1	122	H8	その他	新耐震基準	
	伊豆市修善寺温泉筥湯	市所有	1	163	H11	指定管理	新耐震基準	
	伊豆市観光案内所(修善寺駅)	市所有	1	67	H26	その他	新耐震基準	
	市営海の家無料休憩所	市所有	1	267	S56	直営	不明	
	恋人岬	一部借地	2	340	H4	指定管理	新耐震基準	
	湯の国会館	一部借地	2	963	S62	指定管理	新耐震基準	
	天城会館	一部借地	3	5,342	H8	直営	新耐震基準	
	天城ほたる館	市所有	2	63	H13	直営	新耐震基準	
	レストスポット湯道	市所有	1	38	H6	直営	新耐震基準	
	天城ふるさと広場	借地	21	12,176	H9	指定管理	新耐震基準	
	持越オートキャンプ場	借地	5	469	H13	指定管理	新耐震基準	
	萬城の滝キャンプ場	借地	13	695	H5	指定管理	新耐震基準	
合計 (施設数:26)			145	41,623				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-7 利用状況（スポーツ施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
天城温泉プール	利用者数（人）	17,573	16,413	15,394	16,460
中伊豆室内温水プール		48,808	47,795	49,363	48,655
合計		66,381	64,208	64,757	65,115

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺体育館	稼働率（利用実績時間/利用可能時間）	41%	43%	45%	43%
狩野川記念公園管理棟等		40%	62%	57%	53%
土肥南体育館		13%	12%	7%	11%
丸山スポーツ公園管理棟等		7%	6%	7%	7%
狩野ドーム		27%	30%	31%	29%
中伊豆社会体育館		39%	38%	36%	38%
中伊豆弓道場		11%	11%	11%	11%
中伊豆グラウンド管理棟		47%	18%	8%	24%
月ヶ瀬体育館		8%	-	-	8%
旧大東体育館		17%	16%	14%	16%
旧八岳体育館		20%	17%	12%	16%
旧湯ヶ島小学校体育館		19%	8%	21%	16%

※「旧湯ヶ島小学校」の施設分類をその他としているが、体育館はスポーツ施設として利用されているため、利用状況を掲載。

表 4-8 利用状況（レクリエーション施設・観光施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺虹の郷	利用者数（人）	239,233	228,721	239,561	235,838
伊豆市修善寺温泉管湯		27,706	30,132	34,018	30,619
伊豆市観光案内所（修善寺駅）		-	43,491	61,738	52,615
公衆トイレ（修善寺温泉駐車場）		969	6,903	7,301	5,058
恋人岬		160,570	194,621	221,993	192,395
湯の国会館		58,839	59,670	64,177	60,895
天城会館		27,373	22,591	8,702	19,555
天城ふるさと広場		57,178	55,913	57,336	56,809
持越オートキャンプ場		635	-	1,616	1,126
萬城の滝キャンプ場		4,315	4,929	5,028	4,757
合計		576,818	646,971	701,470	641,753

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

<スポーツ施設>

- スポーツ施設は13施設あります。
- 施設は、約3割（4施設）が借地利用です。
- 行政財産を廃止し、普通財産として管理している施設が3施設あります。
- 運営形態は、9施設は市の直営、4施設は指定管理者による運営です。
- 建築後30年以上の施設が10施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。
- スポーツ施設のうち、プール施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約6.5万人です。過去3年間の推移は、全体では減少傾向となっています。

<レクリエーション施設・観光施設>

- レクリエーション施設・観光施設は13施設あります。
- 施設は、約5割（7施設）が借地利用です。
- 運営形態は、4施設は市の直営、7施設は指定管理者による運営、2施設は伊豆市観

光協会への委託です。

- 施設の老朽化が進行しており、改修等が必要となってきました。「修善寺虹の郷」は、建築後約30年を経過しており、建物数が多いため、多額の修繕費がかかっています。
- レクリエーション施設・観光施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約64.2万人です。過去3年間の推移は、施設によって多少のばらつきがありますが、全体では増加傾向となっています。

②基本方針

<スポーツ施設>

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、廃止、普通財産への移行など、施設の再編を進めます。継続する施設については、指定管理者制度を導入するなど、運営の効率化を図ります。

<レクリエーション施設・観光施設>

- ◆施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、借地を整理した上で公共施設を譲渡します。その他、廃止などを検討し、施設の再編を進めます。

(4) 産業系施設

①現状

表 4-9 対象施設（産業系施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
産業系施設	修善寺農村環境改善センター	市所有	1	859	S58	直営	新耐震基準	H27
	中伊豆交流センター	市所有	1	716	S55	直営	診断済・未改修	
	中伊豆活性化施設	借地	1	245	H16	その他	新耐震基準	
	小川多目的利用施設	借地	1	234	S59	直営	新耐震基準	H15
	中伊豆体験農園	借地	2	315	H17	指定管理	新耐震基準	
	しいたけ集出荷貯蔵施設	借地	1	88	H7	その他	新耐震基準	
	天城活性化施設	借地	2	377	H21	その他	新耐震基準	
	下船原農産物加工場	借地	1	194	S53	その他	診断未実施	
	月ヶ瀬農産物加工場	一部借地	1	334	H5	その他	新耐震基準	
	竹の子かあさんの店	借地	1	77	H12	その他	新耐震基準	
	竹の子かあさんの家	借地	1	45	H14	その他	新耐震基準	
	食肉加工センター	借地	1	201	H23	直営	新耐震基準	
	天城農村環境改善センター	市所有	1	1,585	S53	直営	診断済・未改修	H10
	伊豆市地域職業相談室	市所有	1	97	H12	直営	新耐震基準	
合計	(施設数:14)		16	5,367				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-10 利用状況（産業系施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺農村環境改善センター	利用者数（人）	12,463	11,793	9,246	11,167
中伊豆交流センター		41,600	36,772	37,560	38,644
中伊豆活性化施設		38,779	31,575	28,974	33,109
小川多目的利用施設		1,523	1,051	564	1,046
中伊豆体験農園		3,427	3,616	3,016	3,353
天城活性化施設		19,401	17,500	15,289	17,397
竹の子かあさんの店		52,611	58,071	60,326	57,003
天城農村環境改善センター		2,852	2,360	2,442	2,551
伊豆市地域職業相談室		1,021	4,109	3,458	2,863
合計			173,677	166,847	160,875

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

- 産業系施設は14施設あります。
- 施設は、約7割（10施設）が借地利用です。
- 運営形態は、6施設は市の直営、1施設は指定管理者による運営、その他の7施設については使用団体に貸付をしています。
- 建築後30年以上の施設が5施設あるなど、老朽化が進行しています。一部の施設は耐震性が不足しています。
- 産業系施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約16.7万人です。過去3年間の推移は、施設によって多少のばらつきがありますが、全体では減少傾向となっています。「竹の子かあさんの店」は増加傾向となっています。

②基本方針

- ◆施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、民間活力の導入、民間への譲渡、廃止など、施設のあり方を検討します。

(5) 学校教育系施設

①現状

表 4-11 対象施設（学校教育系施設）

中分類	施設名	土地所有状況	建物棟数	延床面積(m ²)	建築年度	運営形態	耐震化状況	大規模改修実施年度
学校	修善寺小学校	市所有	12	3,813	S38	直営	診断済・補強済	S60
	熊坂小学校	一部借地	16	4,247	S45	直営	診断済・補強済	S59
	修善寺東小学校	一部借地	19	4,372	S45	直営	診断済・補強済	S60
	修善寺南小学校	市所有	15	5,459	S44	直営	診断済・補強済	S60
	土肥小学校	市所有	9	4,191	S28	直営	診断済・補強済	S58
	天城小学校	市所有	18	4,140	S41	直営	診断済・補強済	S59
	中伊豆小学校	市所有	16	4,552	S47	直営	診断済・補強済	S59
	修善寺中学校	一部借地	9	10,373	S59	直営	新耐震基準	
	土肥中学校	市所有	13	6,104	S35	直営	診断済・補強済	S59
	天城中学校	一部借地	19	7,108	S45	直営	診断済・補強済	S61
中伊豆中学校	市所有	20	5,484	S38	直営	診断済・補強済	S59	
学校給食施設	天城給食センター	市所有	1	629	H7	直営	新耐震基準	H26
	中伊豆給食センター	市所有	1	957	H16	直営	新耐震基準	
合計（施設数:13）			168	61,428				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、建築年度が最も古い校舎の内容を記載。

表 4-12 利用状況（学校）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺小学校	児童数（人）	152	144	139	145
熊坂小学校		136	136	122	131
修善寺東小学校		136	126	126	129
修善寺南小学校		270	263	267	267
土肥小学校		113	107	109	110
天城小学校		256	257	258	257
中伊豆小学校		327	289	277	298
合計		1,390	1,322	1,298	1,337
施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺中学校	生徒数（人）	398	393	390	394
土肥中学校		92	79	67	79
天城中学校		148	138	141	142
中伊豆中学校		167	183	178	176
合計		805	793	776	791

<学校>

- 小学校が7校、中学校が4校あります。
- 施設は、約4割（4施設）が借地利用です。
- 全て建築後30年以上経過しているなど、老朽化が進行しています。順次、大規模改修を実施しています。なお、校舎及び体育館の耐震化は完了しています。
- 過去3年間の児童数、生徒数の推移をみると、いずれも減少傾向にあります。今後とも少子化により、その傾向が続く見込みです。
- 児童数、生徒数の減少に伴って生じた余裕教室については、地域交流の場として利用するなど、有効活用を図っています。
- 「第2次伊豆市学校再編計画」（平成26年（2014年）2月策定、平成27年（2015年）2月改定）に基づき、学校の再編に取り組んでいます。

<学校給食施設>

- 給食センターが2施設あります。
- 運営形態は、市の直営です。

②基本方針

<学校>

- ◆児童・生徒のよりよい教育環境づくりをめざし、学校再編計画に基づく小中学校の再編成を進めるとともに、児童・生徒の安全確保と非常時に地域住民の防災拠点としての役割を果たすため、校舎・体育館等の改修整備を進めます。

<学校給食施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

(6) 子育て支援施設

①現状

表 4-13 対象施設（子育て支援施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
保育園・こども園	橘保育園	市所有	1	621	S49	直営	診断済・補強済	H24
	修善寺東こども園	市所有	1	662	S50	直営	診断済・補強済	H21
	熊坂こども園	市所有	1	708	S51	直営	診断済・補強済	H19
	土肥こども園	一部借地	1	1,014	H12	直営	新耐震基準	
	さくらこども園	一部借地	1	816	S56	直営	診断済・補強済	
幼児・児童施設	天城子育て支援センター	市所有	1	775	H14	直営	新耐震基準	
	ちびっこサロンわらぼ	借地	1	521	S60	直営	新耐震基準	
合計 (施設数:7)			7	5,118				

※「なかいず認定こども園」は、平成 28 年度に着工、平成 29 年度から運営開始予定。

表 4-14 利用状況（保育園・こども園）

施設名称	定員	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
橘保育園	90	定員充足率	22%	13%	16%	17%
修善寺東こども園	90		66%	68%	70%	68%
熊坂こども園	90		63%	66%	71%	67%
土肥こども園	125		45%	42%	33%	40%
さくらこども園	180		60%	74%	68%	68%
合計	575		52%	55%	53%	54%

表 4-15 利用状況（幼児・児童施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
天城子育て支援センター	利用者数（人）	285	690	524	500
ちびっこサロンわらぼ		3,895	6,410	3,363	4,556
合計		4,180	7,100	3,887	5,056

<保育園・こども園>

- 保育園が 1 施設、こども園が 4 施設あります。
- 施設は、4 割（2 施設）が借地利用です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 建築後 30 年以上の施設が 4 施設あるなど、老朽化が進行しています。うち、3 施設は大規模改修を実施しています。
- 少子化で子どもの数は減っているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加により、依然として高い需要があります。

<幼児・児童施設>

- 幼児・児童施設は 2 施設あります。
- 借地利用は 1 施設です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 「ちびっこサロンわらぼ」は、建築後約 30 年を経過しており、老朽化が進行しています。
- 幼児・児童施設全体の過去 3 年間の利用者数の平均は約 0.5 万人です。

②基本方針

<保育園・こども園>

- ◆今後の需要等を勘案し、保育園・こども園の再編計画に基づき、再編を進めます。廃園となる施設については、施設の有効活用方策を検討します。

<幼児・児童施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。
- ◆休止中の施設については、施設の有効活用方策を検討します。

(7) 保健・福祉施設

①現状

表 4-16 対象施設（保健・福祉施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
高齢福祉施設	修善寺老人憩いの家	市所有	1	473	S49	直営	診断済・補強済	
	城山活動支援センター	一部借地	1	273	H15	直営	新耐震基準	
	伊豆市生き生き工芸センター	市所有	1	71	S63	直営	新耐震基準	
保健施設	修善寺保健福祉センター	市所有	1	986	H8	直営	新耐震基準	
	土肥保健福祉センター	市所有	1	271	H2	直営	新耐震基準	
	天城保健福祉センター	市所有	1	2,447	H11	直営	新耐震基準	
	中伊豆ふれあいプラザ	市所有	1	3,100	H10	直営	新耐震基準	
合計 (施設数:7)			7	7,622				

表 4-17 利用状況（高齢者福祉施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺老人憩いの家	利用者数（人）	14,233	14,116	13,975	14,108
城山活動支援センター		6,655	6,951	6,543	6,716
伊豆市生き生き工芸センター		1,710	1,778	1,782	1,757
合計		22,598	22,845	22,300	22,581

表 4-18 利用状況（保健施設）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
修善寺保健福祉センター	利用者数（人）	5,905	4,826	4,859	5,197
土肥保健福祉センター		95	130	209	145
天城保健福祉センター		10,625	11,401	10,808	10,945
中伊豆ふれあいプラザ		14,224	11,013	13,552	12,930
合計		30,849	27,370	29,428	29,216

<高齢福祉施設>

- 高齢福祉施設は3施設あります。
- 借地利用は1施設です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 「修善寺老人憩いの家」が建築後約40年を経過しているなど、老朽化が進行しています。「修善寺老人憩いの家」の耐震補強は実施済みです。
- 高齢福祉施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約2.3万人です。過去3年間の推移は、全体では横ばいの傾向となっています。

<保健施設>

- 保健施設は4施設あります。
- 運営形態は、市の直営です。
- 保健施設全体の過去3年間の利用者数の平均は約2.9万人です。過去3年間の推移は、全体では横ばいの傾向となっています。

②基本方針

<高齢福祉施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。

<保健施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るために、民間活力の導入などを検討します。
- ◆すべての保健福祉センターの再配置等の見直しを実施します。

(8) 行政系施設

①現状

表 4-19 対象施設（行政系施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
庁舎等	伊豆市役所(本庁)	一部借地	1	2,463	S48	直営	診断済・未改修	S58
	伊豆市役所(別館)	市所有	2	1,008	S48	直営	不明	H23
	土肥支所	市所有	4	3,548	H2	直営	新耐震基準	
	天城湯ヶ島支所	市所有	2	469	S57	直営	新耐震基準	
	中伊豆支所	一部借地	3	4,455	H14	直営	新耐震基準	
	電算室	借地	1	88	S39	その他	診断済・補強済	
その他行政系 施設	第1分団下部詰所	市所有	1	72	H2	直営	新耐震基準	
	第1分団上部詰所	市所有	1	83	H3	直営	新耐震基準	
	第1分団中央部詰所	借地	1	294	S57	その他	新耐震基準	
	第1分団2号ポンプ小屋	借地	1	10	不明	直営	診断未実施	
	第2分団瓜生野詰所	市所有	1	58	S62	その他	新耐震基準	
	第2分団中央部詰所	市所有	1	142	不明	直営	不明	
	第2分団上部詰所	借地	1	224	不明	直営	不明	
	第3分団加殿詰所	市所有	1	82	不明	直営	不明	
	第3分団大平詰所	借地	1	101	不明	直営	不明	
	第3分団分団詰所	市所有	1	378	不明	直営	不明	
	第3分団中央部詰所	一部借地	1	596	S58	その他	新耐震基準	
	第4分団大野詰所	借地	1	99	不明	直営	不明	
	第4分団年川詰所	借地	1	180	不明	直営	不明	
	第4分団中央部詰所	市所有	1	114	H15	直営	新耐震基準	
	第4分団牧之郷詰所	借地	1	108	不明	直営	不明	
	第5分団管引詰所	市所有	1	73	H17	直営	新耐震基準	
	第5分団原保詰所	借地	1	46	H3	直営	新耐震基準	
	第5分団地蔵堂詰所	借地	1	37	S53	直営	診断未実施	
	第5分団中原戸詰所	借地	1	31	S51	直営	診断未実施	
	第5分団筏場詰所	借地	1	43	S49	直営	診断未実施	
	第5分団姫貴戸詰所	借地	1	44	S52	直営	診断未実施	
	第6分団八幡詰所	市所有	1	34	S48	直営	診断未実施	
	第6分団冷川詰所	市所有	1	44	S62	直営	新耐震基準	
	第6分団連合詰所	市所有	1	31	S51	直営	診断未実施	
	第7分団下白岩詰所	借地	1	63	H2	直営	新耐震基準	
	第7分団元関掘詰所	借地	1	49	S53	直営	診断未実施	
	第7分団小川詰所	市所有	1	25	S50	直営	診断未実施	
	第7分団城詰所	市所有	1	25	S49	直営	診断未実施	
	第8分団茅野詰所	借地	1	74	S56	直営	診断未実施	
	第8分団金山詰所	借地	1	60	S41	直営	診断未実施	
	第8分団市山詰所	市所有	1	76	S48	直営	診断未実施	
	第8分団持越詰所	借地	1	30	S50	直営	診断未実施	
	第8分団宿詰所	借地	1	54	S40	直営	診断未実施	
	第8分団西平詰所	借地	1	64	S61	直営	新耐震基準	
	第8分団大滝詰所	借地	1	55	H2	直営	新耐震基準	
	第9分団吉奈詰所	借地	1	27	H1	直営	新耐震基準	
	第9分団月ヶ瀬詰所	借地	1	25	S62	直営	新耐震基準	
	第9分団田沢詰所	借地	1	158	H2	直営	新耐震基準	
	第9分団門野原詰所	借地	1	51	H2	直営	新耐震基準	
	第9分団矢熊詰所	借地	1	42	S57	直営	新耐震基準	
	第10分団下船原詰所	借地	1	52	S56	直営	診断未実施	
	第10分団上船原詰所	借地	1	32	S63	直営	新耐震基準	
	第10分団青羽根詰所	借地	1	76	H26	直営	新耐震基準	
第11分団佐野雲金詰所	借地	1	60	H28	直営	新耐震基準		
第11分団松ヶ瀬詰所	借地	1	34	S56	直営	診断未実施		
第11分団大平柿木詰所	借地	1	34	S62	直営	新耐震基準		
第11分団本柿木詰所	借地	1	33	S58	直営	新耐震基準		
第12分団小土肥詰所	借地	1	75	H11	直営	新耐震基準		
第12分団大藪詰所	借地	1	77	S47	直営	不明		
第12分団中浜詰所	借地	1	42	S48	直営	不明		
第13分団横瀬詰所	借地	1	34	S35	直営	不明		
第13分団馬場詰所	借地	1	89	S61	直営	新耐震基準		
第14分団小下田詰所	借地	1	96	S45	直営	不明		
第14分団八木沢詰所	市所有	1	80	H5	直営	新耐震基準		
防災倉庫(柏久保)	市所有	1	120	H14	直営	新耐震基準	H14	
防災倉庫(駅北広場)	市所有	1	12	H26	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧中伊豆消防署)	市所有	1	217	H7	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧戸倉野詰所)	市所有	1	53	S61	直営	新耐震基準		
防災倉庫(旧徳永詰所)	市所有	1	33	H9	直営	新耐震基準		
合計	(施設数:65)		72	17,081				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

<庁舎等>

- 庁舎等は6施設あります。
- 施設は、5割（3施設）が借地・借家です。（電算室は借家）
- 建築後30年以上の施設が4施設あるなど、老朽化が進行しています。うち、2施設は大規模改修を実施しています。
- 「電算室」は、NTT修善寺ビルの一部を借用しています。

<その他行政系施設>

- 消防団分団詰所が54施設、防災倉庫が5施設あります。
- 消防団分団詰所は、約7割（39施設）が借地利用です。
- 消防団分団詰所は地区消防団等により管理されています。防災倉庫は市の直営です。
- 建築後30年以上の施設が27施設あるなど、老朽化が進行しています。さらに、9施設が建築年度不明という状況です。
- 消防団の再編を予定しています。

②基本方針

<庁舎等>

- ◆平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理を実施します。
- ◆行政施設の中核として、市民の安全や利便性に配慮し継続した維持管理を実施します。
- ◆未利用スペースなどについては、貸付などの有効活用方策を検討します。

<その他行政系施設>

- ◆消防団分団詰所は、消火活動等を行う際の拠点となる重要な施設であるため、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。今後、消防団の再編に伴い、詰所の統廃合を進めます。
- ◆防災倉庫については、災害に備えて、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。また、必要に応じて、施設整備を検討します。

(9) 公営住宅

①現状

表 4-20 対象施設（公営住宅）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
公営住宅	樺団地	市所有	8	2,301	S57	直営	新耐震基準	H26
	立野団地	一部借地	15	2,744	S60	直営	新耐震基準	
	愛宕団地	一部借地	8	2,275	S62	直営	新耐震基準	
	中里団地	市所有	1	1,726	H4	直営	新耐震基準	
	青羽根団地	借地	3	1,176	S50	直営	診断済・補強不要	H25
	西平団地	借地	2	123	S58	直営	新耐震基準	H26
	宿第1団地	借地	3	787	S61	直営	新耐震基準	
	田沢団地	借地	5	713	S62	直営	新耐震基準	H21
	宿第2団地	借地	3	426	H1	直営	新耐震基準	H22
	宮の前団地	借地	5	709	H2	直営	新耐震基準	H22
	新青羽根団地	借地	2	1,992	H6	直営	新耐震基準	
	市山椿人団地	市所有	6	841	H5	直営	新耐震基準	
	東原団地	市所有	1	277	S54	直営	診断済・未改修	
	冷川団地	市所有	3	880	H2	直営	新耐震基準	
	土肥団地	市所有	2	2,779	S49	直営	診断済・補強不要	H26
合計 (施設数: 15)			67	19,748				

※1 つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-21 利用状況（公営住宅）

施設名称	管理戸数	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
樺団地	34	入居率	94%	91%	91%	92%
立野団地	44		95%	95%	93%	95%
愛宕団地	32		94%	94%	94%	94%
中里団地	18		100%	100%	100%	100%
青羽根団地	15		100%	100%	93%	98%
西平団地	2		100%	100%	100%	100%
宿第1団地	12		92%	92%	92%	92%
田沢団地	10		90%	90%	90%	90%
宿第2団地	6		100%	67%	67%	78%
宮の前団地	10		80%	80%	80%	80%
新青羽根団地	24		100%	92%	92%	94%
市山椿人団地	12		100%	92%	92%	94%
東原団地	5		0%	0%	0%	0%
冷川団地	12		92%	92%	83%	89%
土肥団地	48		88%	85%	77%	83%
合計	284		92%	90%	87%	90%

○市営住宅が 15 施設あります。

○施設は、6 割（9 施設）が借地です。

○運営形態は、市の直営です。

○全ての施設が建築後 20 年以上を経過しているなど、老朽化が進行しています。順次、大規模改修を実施しています。

○公営住宅全体の管理戸数は 284 戸であり、過去 3 年間の入居率の平均は約 90%と高くなっています。なお、一部の住宅では政策空家があります。

○「伊豆市公営住宅等長寿命化計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定しています。

②基本方針

◆「伊豆市公営住宅等長寿命化計画」（計画期間:平成 26 年度（2014 年度）～平成 35 年度（2023 年度））に基づき、計画的に建替え、改善、修繕、廃止等を進めます。

(10) 供給処理施設

①現状

表 4-22 対象施設（供給処理施設）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
供給処理施設	伊豆市清掃センター	市所有	6	2,192	S61	その他	新耐震基準	
	汚泥再生処理センター	市所有	1	908	H26	その他	新耐震基準	
	土肥リサイクルセンター	一部借地	2	807	H7	その他	新耐震基準	
合計 (施設数:3)			9	3,908				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

- 供給処理施設は3施設あります。
- 借地利用は1施設です。
- 運営形態は、市の直営です。
- 「伊豆市清掃センター」は、建築後約30年を経過しており、老朽化が進行しています。

②基本方針

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆「伊豆市清掃センター」については、伊豆の国市と共同で、新たに一般廃棄物処理施設を建設予定であるため、施設の更新は行わない方針です。

(11) その他

①現状

表 4-23 対象施設（その他）

中分類	施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	建築 年度	運営形態	耐震化 状況	大規模 改修 実施年度
その他	伊豆聖苑	市所有	1	1,703	H20	直営	新耐震基準	
	中伊豆教職員住宅	市所有	1	306	S61	直営	新耐震基準	
	小下田多目的施設	市所有	1	1,134	H6	その他	新耐震基準	
	土肥高齢者能力活用センター	市所有	1	174	H14	その他	新耐震基準	
その他 (普通財産)	旧土肥保育園	市所有	1	317	H4	直営	新耐震基準	
	旧湯ヶ島幼稚園	借地	1	775	H14	直営	新耐震基準	
	旧月ヶ瀬幼稚園	市所有	1	334	S61	直営	新耐震基準	
	旧狩野幼稚園	市所有	1	670	H1	直営	新耐震基準	H11
	旧大東保育園	市所有	1	320	S55	直営	診断済・補強済	
	旧湯ヶ島小学校	一部借地	5	3,398	S38	直営	診断済・補強済	S60
	旧大東小学校	市所有	4	1,914	S59	直営	新耐震基準	
	旧八岳小学校	市所有	8	2,326	S47	直営	診断済・補強済	
	旧土肥教職員住宅	市所有	1	288	S55	直営	不明	
	旧沼津土木土肥公舎	市所有	1	137	H6	直営	新耐震基準	
	旧天城湯ヶ島支所	市所有	1	1,882	S56	直営	新耐震基準	
	八幡市有住宅	市所有	1	108	S62	直営	新耐震基準	
	旧貴僧坊の里	市所有	1	279	S61	その他	新耐震基準	
合計 (施設数:17)			31	16,066				

※1つの施設に複数棟ある場合、建築年度、耐震改修実施状況、大規模改修実施年度は、主たる建物の内容を記載。

表 4-24 利用状況（その他）

施設名称	指標	H25年度	H26年度	H27年度	平均
伊豆聖苑	取扱件数（件）	504	490	535	510

※基本的に一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外。

- 「伊豆聖苑」や普通財産などの17施設があります。
- 借地利用は2施設です。
- 建築後30年以上の施設が9施設あるなど、老朽化が進行しています。
- 行政財産を廃止し、普通財産として管理している施設が13施設あります。
- 「伊豆聖苑」の過去3年間の取扱件数の平均は約500件です。

②基本方針

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆普通財産施設や低未利用施設については、施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付、売却など、施設の有効活用を図ります。

4.2. インフラ資産

(1) 道路

①現状

表 4-25 対象施設（道路）

分類	種別	数量
道路	一級市道	78.4 km
		526,454 m ²
	二級市道	89.1 km
		500,904 m ²
	その他の市道	822.5 km
	2,852,895 m ²	
	計	990.0 km
		3,880,253 m ²

○道路延長は約 990km となっています。

○職員が月に 1 回程度のパトロールを実施し、必要に応じて、修繕を実施しています。

②基本方針

◆定期的に路面性状調査を実施するなど、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

◆調査結果、損傷状況、修繕要望、交通量等を勘案して、優先度に応じた修繕等を実施します。

(2) 農道

①現状

表 4-26 対象施設（農道）

分類	種別	数量
農道		41.1 km

○農道延長は約 41km となっています。

②基本方針

◆定期的なパトロール、自然災害の発生、修繕要望等に応じて、必要に応じた修繕等を実施します。

(3) 林道

①現状

表 4-27 対象施設（林道）

分類	種別	数量
林道		135.4 km

○林道延長は約 135km となっています。

②基本方針

◆定期的なパトロール、自然災害の発生、修繕要望等に応じて、必要に応じた修繕等を実施します。

(4) 橋りょう

①現状

表 4-28 対象施設（橋りょう）

分類	種別	数量
橋りょう		678 橋
		6.6 km
		29,445 m ²

○橋りょうは 678 橋（うち、橋長 15m 以上は 130 橋）あります。

○高度経済成長期に建設された橋が多く、近い将来に老朽化による膨大な架替え費用の発生が予想されています。

○定期点検として法定点検が 5 年に 1 回あり、市職員と委託業者が実施しています。

○市職員の点検等の技術向上のために、国・県が開催する講習会等に参加しています。

○「伊豆市橋梁長寿命化修繕計画」を平成 24 年（2012 年）3 月に策定しています。

②基本方針

◆「伊豆市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(5) 上水道、簡易水道

①現状

表 4-29 対象施設（上水道、簡易水道）

分類	種別	数量
上水道	管路	314.2 km
	上水道施設	13 施設
簡易水道	管路	77.4 km
	簡易水道施設	6 施設

上水道施設：熊坂送水ポンプ場、冷川浄水場、鉢窪浄水場、田沢浄水場、雲金浄水場、清越浄水場、天金浄水場、
簡易水道施設：八木沢浄水場、小下田第1配水場、小下田第2配水場、上船原浄水場、持越浄水場、柿木浄水場

- 上水道の管路延長は約 314km、簡易水道の管路延長は約 77km となっています。
- 老朽化により、順次更新時期を迎えています。
- 巡回の実施、漏水の発生等により、必要に応じて修繕等を実施しています。
- 「伊豆市地域水道ビジョン」を平成 25 年（2013 年）3 月に策定しています。

②基本方針

- ◆「伊豆市地域水道ビジョン」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆施設の長寿命化、耐震化、耐用年数を考慮した老朽管の更新等を推進します。

(6) 下水道

①現状

表 4-30 対象施設（下水道）

分類	種別	数量
下水道	管路	146.2 km
	下水道施設	10 施設
		1,850 m ²

下水道施設：土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩浄化センター、土肥汚水中継ポンプ場、沖ノ原中継ポンプ場、
加殿・日向・田代・本立野遠藤地区処理施設、冷川浄化センター、佐野・雲金地区処理施設、門野原地区処理施設、
吉奈地区排水処理施設

- 下水道の管路延長は約 146km となっています。
- 老朽化により、今後多くの管路等の更新時期を迎えます。
- 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕等を実施しています。
- 毎年、管路調査（カメラ調査）を実施し、管路の状況確認を行っています。
- 施設を計画的に維持管理するために、ストックマネジメント*を導入する必要性が高まっています。

*ストックマネジメントとは、施設の役割を踏まえ、持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

②基本方針

- ◆「（仮称）下水道ストックマネジメント計画（策定予定）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆管路調査、点検結果等を基に、優先づけをし、計画的な修繕、更新等を実施します。

（7）農業集落排水

①現状

表 4-31 対象施設（農業集落排水）

分類	種別	数量
農業集落排水	管路	31.0 km

- 農業集落排水の管路延長は約 31km となっています。
- 老朽化により、今後多くの管路等の更新時期を迎えます。
- 定期的に点検を実施し、必要に応じて修繕等を実施しています。
- 毎年、管路調査（カメラ調査）を実施し、管路の状況確認を行っています。
- 施設を計画的に維持管理するために、ストックマネジメントを導入する必要性が高まっています。

②基本方針

- ◆「（仮称）農業集落排水ストックマネジメント計画（策定予定）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、衛生的な生活環境の保全と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆管路調査、点検結果等を基に、優先づけをし、計画的な修繕、更新等を実施します。

（8）農業用灌漑用水

①現状

表 4-32 対象施設（農業用灌漑用水）

分類	種別	数量
農業用灌漑用水	用水路	38.8 km

- 農業灌漑用水の用水路延長は約 39km となっています。

②基本方針

- ◆予防保全型の計画的な維持管理により、安定供給の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(9) 公園

①現状

表 4-33 対象施設（公園）

分類	種別	数量
公園	公園数	19 公園
	公園面積	16.9 ha
	建物数	5 施設
	建物面積	598 m ²

公園：六仙の里、狩野城址公園、鹿島田公園、さくら堤公園、半経寺児童公園、弁天児童公園、神戸児童公園、神戸洞児童公園、小立野区コミュニティー広場、年川子供広場、牧之郷児童公園、伊豆市松原公園、牧之郷農村公園、堀切農村公園、加殿農村公園、大野農村公園、小土肥農村広場、本柿木農村公園、白岩農村公園

- 公園は19施設となっています。
- 定期的な点検や清掃等の日常の管理については、適宜、市職員、地元区、業者等への委託により実施しています。
- 施設の老朽度の具合により、順次、修繕等を実施しています。
- 施設を計画的に維持管理するために、長寿命化を推進する必要性が高まっています。

②基本方針

- ◆「（仮称）公園施設長寿命化計画（策定予定）」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆点検結果等を基に、優先づけをし、計画的な修繕、更新等を実施します。
- ◆地域住民や団体等との協働による、維持管理（清掃、芝刈り作業等）を推進します。

(10) 河川

①現状

表 4-34 対象施設（河川）

分類	種別	数量
河川	準用河川	95 河川
		85.3 km
	普通河川（水路）	378 河川
		286.3 km

- 準用河川が95河川、普通河川（水路）が378河川となっています。

②基本方針

- ◆定期的なパトロール、自然災害の発生、住民からの情報提供等により、必要に応じた修繕等を実施します。

(11) 公衆トイレ

①現状

表 4-35 対象施設（公衆トイレ）

分類	種別	数量
公衆トイレ		5 施設
		162 m ²

○公衆トイレは5施設となっています。

②基本方針

◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(12) 処分場

①現状

表 4-36 対象施設（処分場）

分類	種別	数量
処分場		1 施設
		87 m ²

○処分場は1施設となっています。

②基本方針

◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

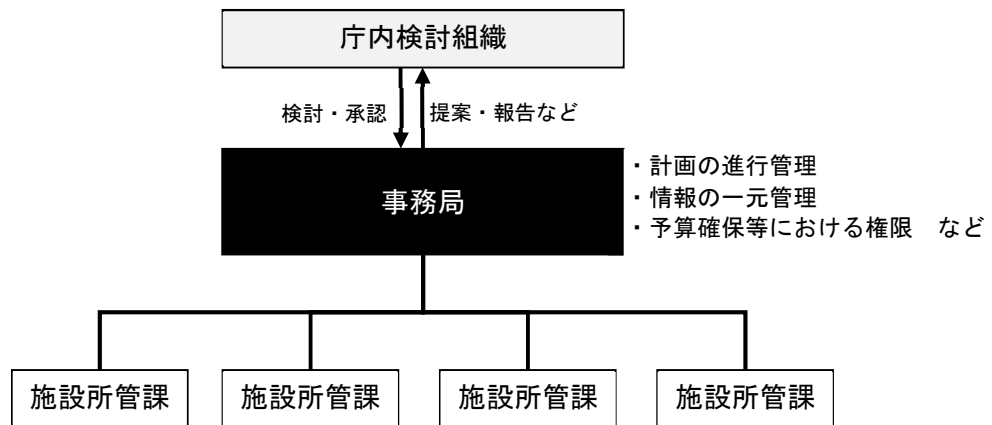


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

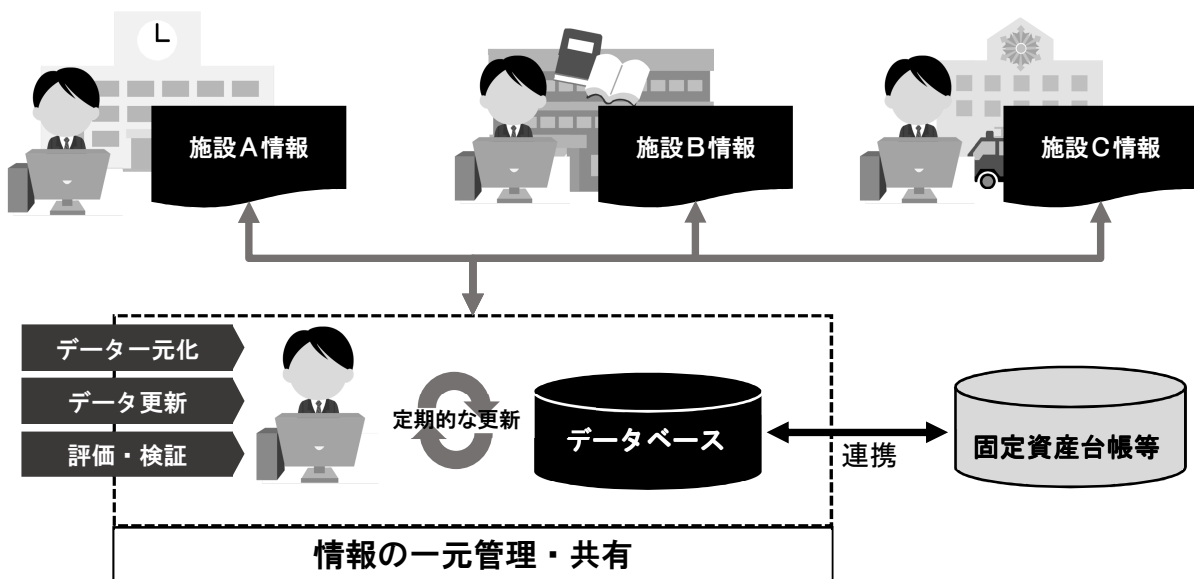


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

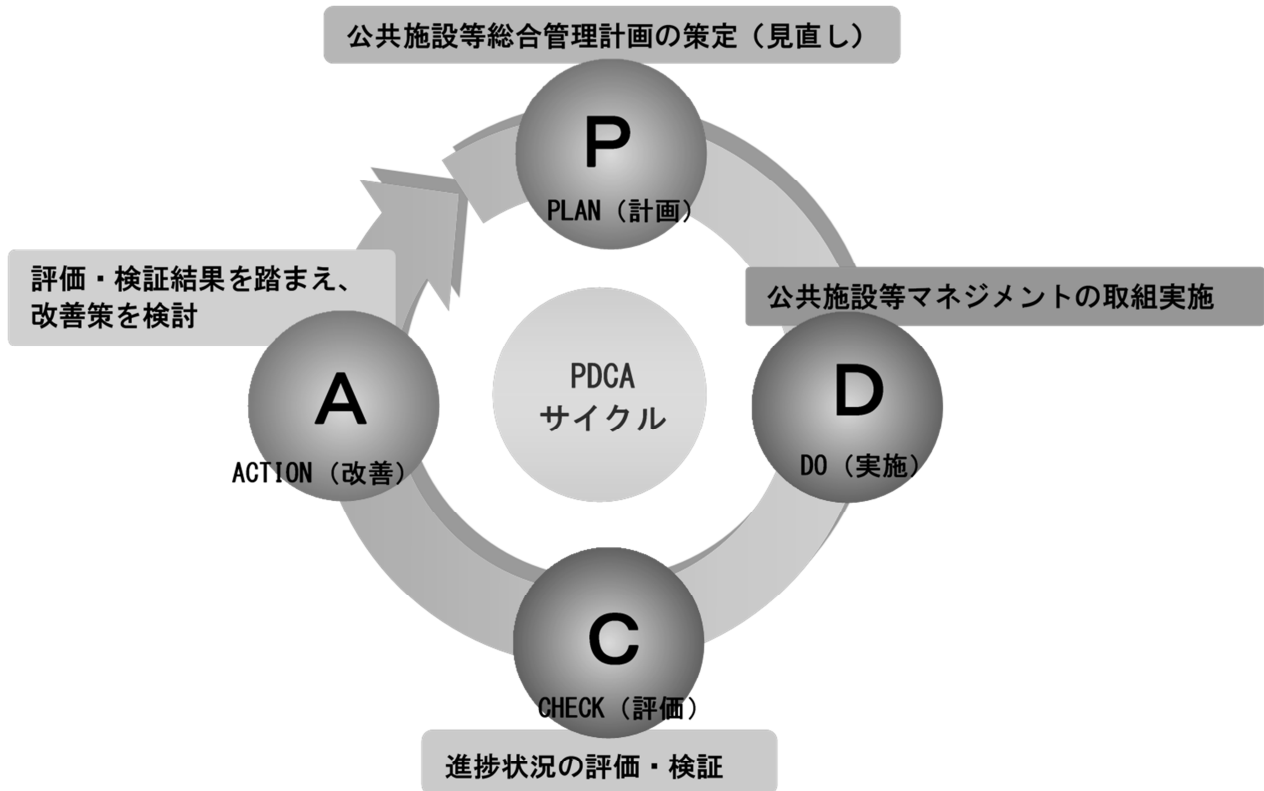


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 市民との情報共有

○計画を推進するためには、市民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等を市のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

資料編

1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

公共施設等の将来更新等費用については、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の条件に準拠して試算しています。

（1）公共施設

- 物価変動率、落札率等は考慮しない
- 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- 建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 建築後、60年で更新（建替え）を実施
- 普通財産施設については、今後、更新等をしない方針のため、費用を計上していない。
- 平成28年度（2016年度）時点で、建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
住民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
医療施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

(2) インフラ資産

①道路

<試算条件>

■更新年数：15年

※舗装の耐用年数の10年と、舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて、15年とする

■更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²

<試算結果>

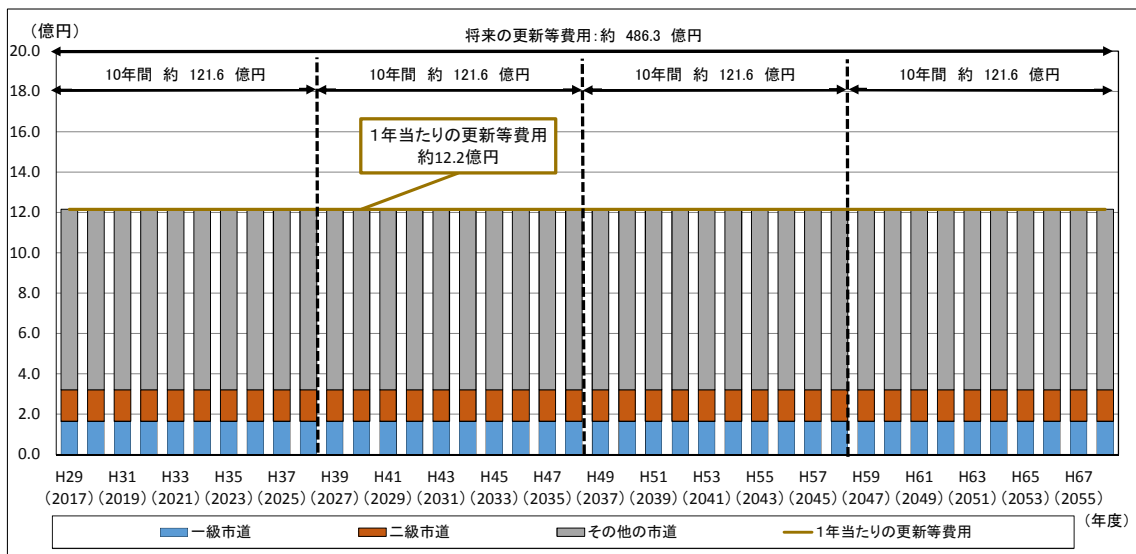


図 道路の将来の更新等費用

②橋りょう

<試算条件>

■耐用年数：60年

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・448千円/m²

■耐用年数を超えている橋りょう

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5年間に、費用を均等に振り分け

<試算結果>

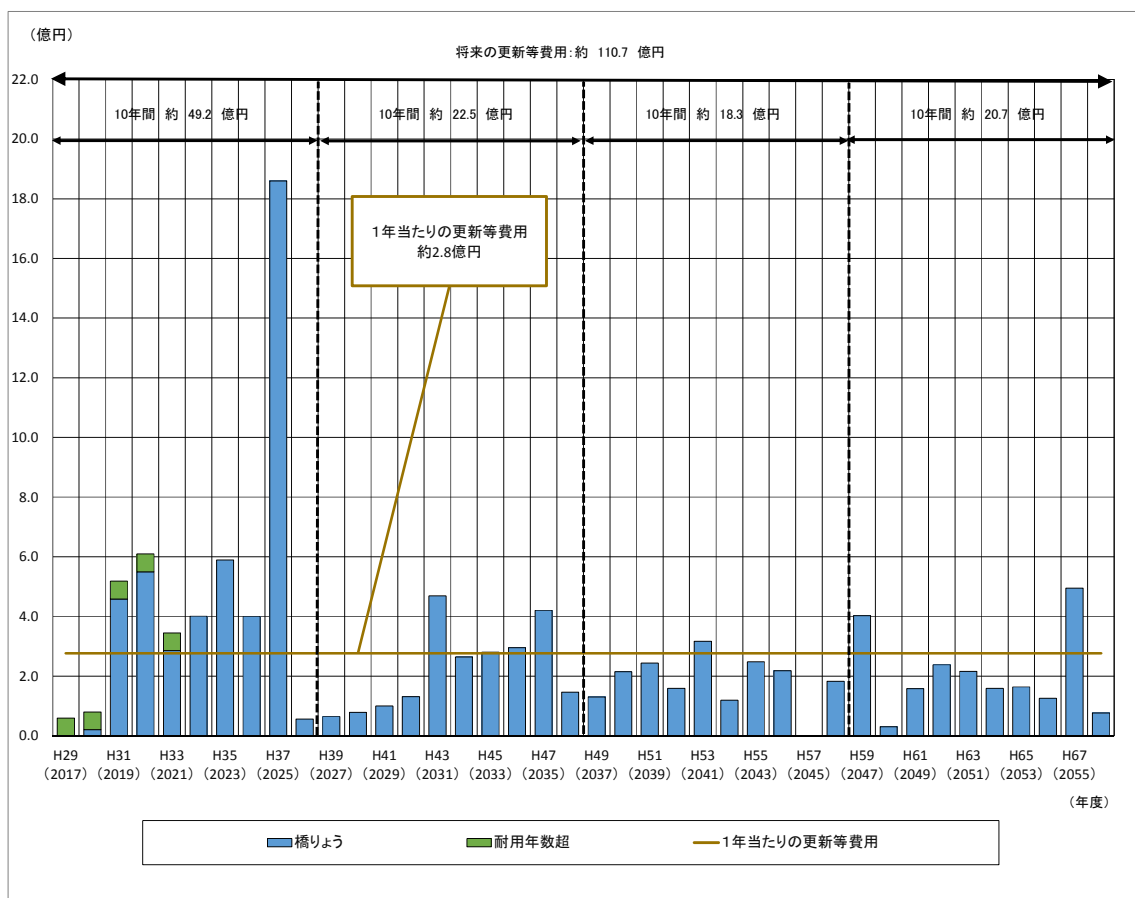


図 橋りょうの将来の更新等費用

③上水道

<試算条件>

■耐用年数：40年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

■建設年度が不明の上水道管

- ・平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）までの40年間に、費用を均等に振り分け

表 管路（上水道）の更新費用の単価

管種	管径	更新単価 (千円/m)	管種	管径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100	配水管	50mm以下	97
	300～500mm未満	114		75mm以下	97
	500～1000mm未満	161		100mm以下	97
	1000～1500mm未満	345		125mm以下	97
	1500～2000mm未満	742		150mm以下	97
	2000mm以上	923		200mm以下	100
送水管	300mm未満	100		250mm以下	103
	300～500mm未満	114		300mm以下	106
	500～1000mm未満	161		350mm以下	111
	1000～1500mm未満	345		400mm以下	116
	1500～2000mm未満	742		450mm以下	121
	2000mm以上	923		500mm以下	128
				550mm以下	128
				600mm以下	142
				700mm以下	158
				800mm以下	178
				900mm以下	199
				1000mm以下	224
				1100mm以下	250
				1200mm以下	279
			1350mm以下	628	
			1500mm以下	678	
			1650mm以下	738	
			1800mm以下	810	
			2000mm以上	923	

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

<試算結果>

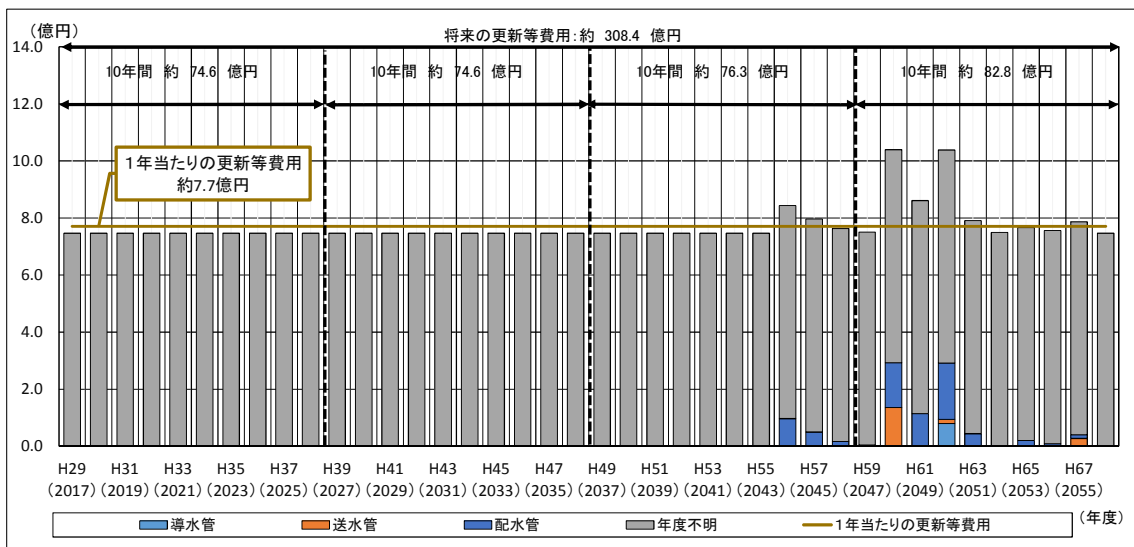


図 上水道の将来の更新等費用

④下水道

<試算条件>

■耐用年数：50年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

表 管路（下水道）の更新費用の単価

管種	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

■建設年度が不明の下水道管

- ・平成29年度（2017年度）から平成68年度（2056年度）までの40年間に、費用を均等に振り分け

<試算結果>

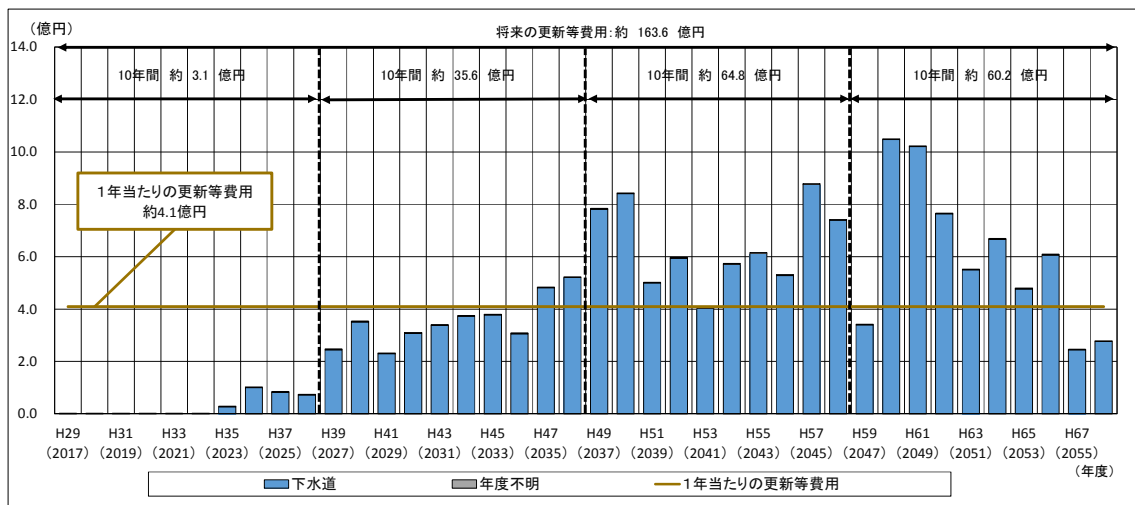


図 下水道の将来の更新等費用

伊豆市公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 伊豆市

編 集 伊豆市 総務部 財務課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

T E L : 0558-72-1111 (代表)

F A X : 0558-72-6588

E-mail : kanzai@city.izu.shizuoka.jp